

改正後全文

厚生労働省発社援第 0524 第 5 号
令和 6 年 5 月 2 4 日

第一次改正

厚生労働省発社援 0123 第 1 号
令和 7 年 1 月 2 3 日

第二次改正

厚生労働省発社援 0625 第 6 号
令和 7 年 6 月 2 5 日

第三次改正

厚生労働省発社援 0910 第 5 号
令和 7 年 9 月 1 0 日

各 都 道 府 県 知 事
女性相談支援センターを設置する指定都市市長 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

女性支援費の国庫負担金及び国庫補助について

標記の国庫負担金及び国庫補助金の交付については、別紙「女性支援費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされたので通知する。

なお、この通知は令和 6 年 4 月 1 日から適用し、平成 15 年 1 月 29 日厚生労働省発雇児第 0129001 号厚生労働事務次官通知「婦人保護費の国庫負担金及び国庫補助について」は廃止する。令和 5 年度以前に交付された国庫負担金及び国庫補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

また、貴管内の市長（女性相談支援センターを設置する指定都市は除く）に対しては、貴職からこの旨通知願います。

別紙

女性支援費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱

(通 則)

- 1 女性支援費国庫負担金及び国庫補助金（以下「補助金等」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生労働}省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金等は、法に基づき、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 女性保護事業費負担金

法第9条第3項第2号又は配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（同条第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）の規定により、都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市が行う女性相談支援センターによる一時保護の実施に係る事業。

(2) 女性相談支援センター運営費負担金

法第20条第1項第1号又は配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市が行う女性相談支援センターの運営事業。

(3) 女性自立支援事業費補助金

法第12条第1項及び第2項の規定により、都道府県（都道府県から委託された市町村、社会福祉法人、その他適当と認められる者を含む。）が行う女性自立支援施設における自立支援の実施に係る事業。

(交付の算定方法)

- 4 この補助金等の交付額は、次により算出された額とする。
 - (1) 別紙の表の各区分の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額に第5欄に掲げる負担（補助）率を乗じる。

(3) (2) により算出された額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。

ア 女性保護事業費負担金、女性相談支援センター運営費負担金及び女性自立支援事業費補助金間での経費の配分の変更は、してはならないものとする。

イ 女性自立支援事業費補助金に係る事業に要する経費の種目間での配分の変更（軽微な配分変更を除く。）を行う場合には、速やかに当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5) 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金等の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 6 都道府県知事及び女性相談支援センターを設置する指定都市市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金等の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的処理期間)

- 8 国は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として70日以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金等の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、補助金等の概算払をする必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲において、概算払いをすることができる。

(実績報告)

- 10 都道府県知事及び女性相談支援センターを設置する指定都市市長は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに地方厚生(支)局長に提出しなければならない。

(補助金等の返還)

- 11 地方厚生(支)局長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
女性保護 事業費負 担金	事務費	次に掲げる額の合算額 1 別表 1 に示す「女性相談支援センター事務費算定基準」によって算定された額（経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数（別に定める「職員職種別配置基準」を限度とする。）を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と、表 1 「施設事務費基準限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額（以下「標準国庫補助基本額」という。）とする。 ただし、職員職種別配置基準を満たす施設であって、支援員が配置基準を超えて配置されている場合には、当該超えた支援員数の範囲内において、厚生労働大臣が必要と認めた支援員数（以下「支援員加算数」という。）を限度として「施設事務費算定基準」によって算定された額（支援員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に支援員加算数を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と表 2 「支援員 1 人当たり加算限度額」に支援員加算数を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額を標準国庫補助基本額に加算することができる。	女性相談支援センター一時保護所職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費（印刷製本費、食糧費、光熱水費、燃料費、修繕料、役務費（通信運搬費）、備品購入費、委託料等	5/10

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)

表 1

施設事務費基準限度額表

(単位：円)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	277,400	269,600	267,700	265,700	261,800	259,900	258,000	256,000
21～30	185,200	180,000	178,700	177,400	174,800	173,500	172,300	171,000
31～40	139,100	135,200	134,300	133,300	131,300	130,400	129,400	128,400
41～50	111,500	108,400	107,600	106,800	105,200	104,500	103,700	102,900
51～60	103,000	100,100	99,400	98,700	97,200	96,500	95,800	95,100
61～70	88,400	86,000	85,300	84,700	83,500	82,800	82,200	81,600
71～80	77,500	75,300	74,800	74,200	73,100	72,600	72,100	71,500
81～90	69,000	67,000	66,600	66,100	65,100	64,600	64,100	63,700
91～100	62,200	60,400	60,000	59,600	58,700	58,200	57,800	57,400

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	その他
20名以下	254,100	252,100	250,200	248,300	246,300	244,400	242,400	238,500
21～30	169,700	168,400	167,100	165,800	164,500	163,200	161,900	159,300
31～40	127,500	126,500	125,500	124,600	123,600	122,600	121,600	119,700
41～50	102,100	101,400	100,600	99,800	99,000	98,300	97,500	95,900
51～60	94,300	93,600	92,900	92,200	91,400	90,700	90,000	88,500
61～70	81,000	80,400	79,700	79,100	78,500	77,900	77,300	76,000
71～80	71,000	70,400	69,900	69,300	68,800	68,300	67,700	66,600
81～90	63,200	62,700	62,200	61,700	61,200	60,800	60,300	59,300
91～100	56,900	56,500	56,100	55,600	55,200	54,800	54,300	53,500

1 区分	2 種目	3 基 準 額					4 対象経費	5 負担 (補助率)
表 2 支援員 1 人当たり加算限度額 (単位：円)								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	31,800	30,900	30,600	30,400	29,900	29,700	29,400	29,200
21～30	21,200	20,600	20,400	20,300	19,900	19,800	19,600	19,500
31～40	15,900	15,400	15,300	15,200	15,000	14,800	14,700	14,600
41～50	12,700	12,300	12,300	12,200	12,000	11,900	11,800	11,700
51～60	10,600	10,300	10,200	10,100	10,000	9,900	9,800	9,700
61～70	9,100	8,800	8,800	8,700	8,500	8,500	8,400	8,300
71～80	8,000	7,700	7,700	7,600	7,500	7,400	7,400	7,300
81～90	7,100	6,900	6,800	6,800	6,600	6,600	6,500	6,500
91～100	6,400	6,200	6,100	6,100	6,000	5,900	5,900	5,800

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	その他
20名以下	28,900	28,700	28,600	28,300	28,000	27,700	27,500	27,000
21～30	19,300	19,100	19,100	18,900	18,700	18,500	18,300	18,000
31～40	14,500	14,400	14,300	14,200	14,000	13,900	13,700	13,500
41～50	11,600	11,500	11,500	11,300	11,200	11,100	11,000	10,800
51～60	9,600	9,600	9,500	9,400	9,300	9,200	9,200	9,000
61～70	8,300	8,200	8,200	8,100	8,000	7,900	7,900	7,700
71～80	7,200	7,200	7,200	7,100	7,000	6,900	6,900	6,800
81～90	6,400	6,400	6,400	6,300	6,200	6,200	6,100	6,000
91～100	5,800	5,700	5,700	5,700	5,600	5,500	5,500	5,400

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。 (1) 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9-49附則別表第一（附則第2条及び附則第4条関係）（以下「別表第一」という。）の級地が「20パーセント級地」とされている地域とする。 (2) 「16/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「16パーセント級地」とされている地域とする。 (3) 「15/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「15パーセント級地」とされている地域とする。 (4) 「14/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「14パーセント級地」とされている地域及び習志野市、八千代市、東大和市、小金井市、東久留米市とする。 (5) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「12パーセント級地」とされている地域及び綾瀬市、座間市、海老名市、高石市とする。 (6) 「11/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「11パーセント級地」とされている地域及び逗子市、高座郡寒川町、摂津市、松原市とする。 (7) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「10パーセント級地」とされている地域（東久留米市を除く。）及び伊勢原市、大阪狭山市、泉北郡忠岡町、貝塚市とする。 (8) 「9/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「9パーセント級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、四街道市、安芸郡府中町とする。 (9) 「8/100」とは、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町とする。 (10) 「7/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「7パーセント級地」とされている地域及び白井市、大府市、長岡京市とする。 (11) 「6/100」とは、人事院規則附則別表		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		第一の級地が「6パーセント級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市とする。 (12) 「5/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「5パーセント級地」とされている地域及び狭山市、蕨市とする。 (13) 「4/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「4パーセント級地」とされている地域及び四条畷市とする。 (14) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「3パーセント級地」とされている地域及び生駒郡斑鳩町とする。 (15) 「2/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「2パーセント級地」とされている地域とする。 (16) 「その他」とは、(1) から (15) 以外の地域とする。 2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)																														
		2 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する女性相談支援センター一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。																																
寒冷地に所在する施設 次表の単価に員数を乗じて算定された額 <table> <tr> <th colspan="4">単 価</th><th>員 数</th></tr> <tr> <th>1 級地</th><th>2 級地</th><th>3 級地</th><th>4 級地</th><td></td></tr> <tr> <th>円</th><th>円</th><th>円</th><th>円</th><td></td></tr> <tr> <td>ア 147,000</td><td>130,000</td><td>125,500</td><td>99,000</td><td>世帯主の員数</td></tr> <tr> <td>イ 81,000</td><td>72,500</td><td>71,500</td><td>57,000</td><td>準世帯主の員数</td></tr> <tr> <td>ウ 57,500</td><td>49,000</td><td>48,000</td><td>41,000</td><td>非世帯主の員数</td></tr> </table> 注「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。 (備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しない居住のための一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。					単 価				員 数	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地		円	円	円	円		ア 147,000	130,000	125,500	99,000	世帯主の員数	イ 81,000	72,500	71,500	57,000	準世帯主の員数	ウ 57,500	49,000	48,000	41,000	非世帯主の員数
単 価				員 数																														
1 級地	2 級地	3 級地	4 級地																															
円	円	円	円																															
ア 147,000	130,000	125,500	99,000	世帯主の員数																														
イ 81,000	72,500	71,500	57,000	準世帯主の員数																														
ウ 57,500	49,000	48,000	41,000	非世帯主の員数																														

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)																				
		3 夜間警備体制強化加算 警備員を雇上げ又は委託契約等に基づき警備員を配置若しくは機械設備を利用し、夜間警備体制の強化を図る場合次の算式によって算定した額。 ただし、警備員を配置する場合は1施設2名まで、機械設備のみの場合は1施設1式までとし、警備員と機械設備を併用する場合はどちらか一方を本加算の対象とする。 （宿直職員が配置されており、夜間における入所者への処遇が適切に行える職員体制になっている場合に限る。なお、夜間に警備員のみとなる施設は、本加算の対象としない。） （算式）施設定員×夜間警備体制強化加算分保護単価×警備員数（又は機械設備1式数） 夜間警備体制強化加算分保護単価 （月額） <table><tr><th>定員</th><th>単価（円）</th></tr><tr><td>20名以下</td><td>8,940</td></tr><tr><td>21～30</td><td>5,960</td></tr><tr><td>31～40</td><td>4,470</td></tr><tr><td>41～50</td><td>3,570</td></tr><tr><td>51～60</td><td>2,980</td></tr><tr><td>61～70</td><td>2,550</td></tr><tr><td>71～80</td><td>2,230</td></tr><tr><td>81～90</td><td>1,980</td></tr><tr><td>91～100</td><td>1,780</td></tr></table> （注）女性相談支援センターの終業時間から翌日の始業時間までの間12時間以上警備員を1名配置する場合には本加算分保護単価に2を乗じた単価を加算するものとする。 4 入所者処遇特別加算 高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、別途定めるところにより、入所者処遇特別加算が必要と認定された場合。	定員	単価（円）	20名以下	8,940	21～30	5,960	31～40	4,470	41～50	3,570	51～60	2,980	61～70	2,550	71～80	2,230	81～90	1,980	91～100	1,780		
定員	単価（円）																							
20名以下	8,940																							
21～30	5,960																							
31～40	4,470																							
41～50	3,570																							
51～60	2,980																							
61～70	2,550																							
71～80	2,230																							
81～90	1,980																							
91～100	1,780																							

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		5 単身赴任手当加算 職員のうち単身赴任者が存する施設であって、別途定めるところにより、単身赴任手当加算が必要と認定された場合。 6 事務用冬期採暖費 北海道に所在する施設について 取扱人員×2,310円 7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1施設当たり年額 170,830円 8（1）1により算定した事務費について、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から1の方法に準じて事務費の額を改定すること。 ア 当該施設の取扱定員に変更を生じたとき。 イ 当該施設の職員に増減を生じたとき。 ただし、1か月以内における増減を除く。 （2）算定した事務費の算定基礎等に誤りがあった場合は決定の時期にさかのぼって改定すること。 9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 1施設当たり年額 1,922,266円 10 同伴児童対応支援員雇上費加算 別途定めるところにより、女性相談支援センター一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う支援員の配置が必要と認定された場合。		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		1 施設当たり年額 (1 人配置の場合) 2,422,691円 (2 人配置の場合) 4,845,382円 (3 人配置の場合) 7,268,073円 (4 人配置の場合) 9,690,764円 (5 人配置の場合) 12,113,455円 11 学習支援費加算 女性相談支援センター一時保護所の同伴児童及び一時保護委託児童のうち、学習習慣が身につけていないなどにより学業に遅れがある小学生及び高校受験を目指す中学生に対し、副教材の準備及び講師による支援等により学習支援を行った場合。 なお、講師に対する謝金等を学習支援費加算額の範囲内で支出して差し支えないものとする。 対象児童数×8,200円（月額） 12 配偶者暴力防止法に基づく配偶者から暴力を受けた者（以下「暴力被害者」という。）の一時保護委託費 暴力被害者の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額。 〔14日以内の場合〕 1 暴力被害者分 (1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額8,690円を乗じた額。 (2) 同伴児（者）加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 就学前児童 5,060円 就学児から18歳未満児童 2,480円 同伴者 2,650円		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童（18歳未満）とする。（以下同じ。） ※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。（以下同じ。） 2 同伴児（者）単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 就学前児童 8,380円 就学児から18歳未満の児童 5,800円 児童以外の者 5,960円 （注）暴力被害者本人の一時保護が前提であること。（14日を超えた場合も同様） 〔14日を超えた場合〕 1 暴力被害者分 （1）暴力被害者 各月の委託延人数に日額8,540円を乗じた額。 （2）同伴児（者）加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 就学前児童 5,060円 就学児から18歳未満児童 2,480円 同伴者 2,490円 2 同伴児（者）単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 就学前児童 8,380円		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		就学児から18歳未満の児童 5,800円 児童以外の者 5,810 円		
		13 法に基づく困難な問題を抱える女性の一時保護委託費 別途定めるところにより、法に基づく困難な問題を抱える女性（以下「困難な問題を抱える女性」という。）の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額。 〔14日以内の場合〕 1 困難な問題を抱える女性分 前項〔14日以内の場合〕の1の「暴力被害者」を「困難な問題を抱える女性」と読み替え、その基準額を適用する。 2 同伴児（者）単独分 前項〔14日以内の場合〕の2の「暴力被害者」を「困難な問題を抱える女性」と読み替え、その基準額を適用する。 〔14日を超えた場合〕 1 困難な問題を抱える女性分 前項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「困難な問題を抱える女性」と読み替え、その基準額を適用する。 2 同伴児（者）単独分 前項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「困難な問題を抱える女性」と読み替え、その基準額を適用する。 14 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、女性相談支援センターが行う一時保護の委託施設に心理療法担当職員を配置した場合。 1 施設当たり年額 1,922,266 円		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		15 個別対応職員雇上費加算 別途定めるところにより、女性相談支援センターが行う一時保護の委託施設に個別対応職員を配置した場合。 1 施設当たり年額 5,866,000円 16 外国人女性支援加算 別途定めるところにより、女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）が、外国籍を有する困難な問題を抱える女性（人身取引被害者を含む。）への支援の充実を図るため、通訳者を雇上げた場合。 1 施設当たり日額 10,790円		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)																													
	事業費	次に掲げる額の合算額 1 困難な問題を抱える女性等分 (1) 事業費 各月初日の保護現員（月の中途において退所した者を除く。以下「各月当初保護現員」という。）に月額 75,600 円を乗じた額の合算額。 ただし、毎年 11 月 1 日からその翌年 3 月 31 日までの間は、その間の各月当初保護現員に次の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。 <table><tr><th colspan="6">冬 期 加 算 額</th></tr><tr><th>I 区</th><th>II 区</th><th>III 区</th><th>IV 区</th><th>V 区</th><th>VI 区</th></tr><tr><td>円 10,000</td><td>円 8,100</td><td>円 5,900</td><td>円 4,700</td><td>円 3,100</td><td>円 2,300</td></tr></table> 注）地区別区分は、生活保護法による保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）の別表第1 附表の区分による女性相談支援センターの所在地について適用するものであること。 (2) 妊産婦加算 妊産婦については、各月入所現員に掲げる区分ごとの妊産婦加算額を乗じて算定した額を、前項により算定した事業費に加えるものとする。 ただし、妊婦については、次に掲げる妊婦の額を出産した日の属する月まで加算するものとし、産婦については出産した日の属する月の翌月から 2 か月間加算するものとする。 <table><tr><th colspan="3">妊産婦加算（日額）</th></tr><tr><th colspan="2">妊 婦</th><th rowspan="2">産 婦</th></tr><tr><th>6 月未満</th><th>6 月以上</th></tr><tr><td>円 313</td><td>円 474</td><td>円 291</td></tr></table> (3) 母子加算 困難な問題を抱える女性等が乳児又は	冬 期 加 算 額						I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区	円 10,000	円 8,100	円 5,900	円 4,700	円 3,100	円 2,300	妊産婦加算（日額）			妊 婦		産 婦	6 月未満	6 月以上	円 313	円 474	円 291	女性相談支援センター一時保護所入所者の処遇のために必要な需用費（食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費）、備品購入費、扶助費等	5/10
冬 期 加 算 額																																	
I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区																												
円 10,000	円 8,100	円 5,900	円 4,700	円 3,100	円 2,300																												
妊産婦加算（日額）																																	
妊 婦		産 婦																															
6 月未満	6 月以上																																
円 313	円 474	円 291																															

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		幼児を養育しなければならない場合はその者の各月初日の在籍戸数（月の中途において退所した月を除く。）に月額21,370円を、養育しなければならない者が2人の場合は月額1,660円、3人以上1人増すごとにさらに月額810円を加算した額を乗じた額を（１）の事業費に加算するものとする。 ただし、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による遺族基礎年金の支給を受けている者はこれを除外すること。 （注）乳児とは、満1才未満の者、幼児とは、満1才以上小学校就学前の者をいうものであること。（以下同じ。） （４）期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,830円 （５）被服加算 各月保護人員×月額260円 2 困難な問題を抱える女性等が同伴する乳幼児 （１）事業費 ア 乳児の各月当初保護現員に月額63,800円を乗じた額の合計額。 イ 幼児の各月当初保護現員に月額63,800円を乗じた額の合計額。 ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間はその間の乳児又は幼児の各月当初保護現員に前記１の（１）の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。 （２）期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,830円 （３）被服加算 各月入所人員×月額260円		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		3 事業費の算出にあたり月の途中で保護又は退所した者についての事業費（冬期加算を含む。）、妊産婦加算及び母子加算の額は次の算式により算定した額とする。 〔妊産婦加算〕 日額単価×当該月の保護日数 〔事業費・母子加算〕 当該月の保護日数 月額単価× $\frac{\text{当該月の保護日数}}{30 \text{ 日又は当該月の日数}}$ 4 入所者の生活支援のための器具機材費として地方厚生（支）局長が必要と認めた額。 5 同伴児童学習支援事業 別途定めるところにより、女性相談支援センター一時保護所又は女性相談支援センターが行う一時保護の委託施設に学習支援員を配置し、必要に応じて教材等を整備した場合の経費。 （１）女性相談支援センター一時保護所 教材費等 児童１人当たり月額 5,028円 ※ 学習支援員の配置に係る経費は、困難な問題を抱える女性支援推進等事業において補助する。 （２）一時保護委託施設 学習支援員の配置 １施設当たり年額 1,635,000円 教材費等 児童１人当たり月額 5,028円 6 同伴児童通学支援事業 別途定めるところにより、女性相談支援センターが行う一時保護の委託施設から、同伴児童が小中学校等に通学する際に生活支援員による通学への同行支援を行った場合の経費。		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		施設 1 施設当たり年額 484,000円 ※ 一時保護委託先の生活支援員の配置に係る経費は、困難な問題を抱える女性支援推進等事業において補助する。		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
女性相談 支援セン ター 運営費負 担金	運営費	次に掲げる額の合算額 1 女性相談支援センター活動費 女性相談支援センターが行う都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市域内における困難な問題を抱える女性等の移送等を行う事業に要する経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額。 2 外国人女性緊急一時保護経費 女性相談支援センターが行う外国人女性緊急一時保護事業に要する経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額。	女性相談支援センターが行う都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市域内における困難な問題を抱える女性等の移送等を行うために必要な旅費、役務費（通信運搬費） 女性相談支援センターが行う外国人女性緊急一時保護事業を行うために必要な旅費、役務費（通信運搬費）、通訳雇上費、女性相談支援センターで一時保護した人身取引被害者等の医療費（医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他	5/10

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		3 広域措置費 女性相談支援センターが行う配偶者からの暴力被害女性等を他の都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市の女性相談支援センター等へ移動させるための経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額。 4 相談・一時保護同伴児童経費 女性相談支援センターが自ら行う困難な問題を抱える女性等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費。 当該年度の同伴児童保護延人数に日額190円を乗じた額。	法他制度が利用できない場合に限る。) 女性相談支援センターが行う配偶者からの暴力被害女性等を他の都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市の女性相談支援センター等へ移動させるために必要な旅費、需用費（燃料費）、役務費（通信運搬費） 女性相談支援センターが行う困難な問題を抱える女性等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費（消耗品費）	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
女性自立 支援事業 費補助金	事務費	I 女性自立支援施設 次に掲げる額の合算額 1 別表2に示す「施設事務費算定基準」によって算定された額（経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数（別に定める「職員職種別配置基準」を限度とする。）を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と、表1「施設事務費基準限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額（以下「標準国庫補助基本額」という。）とする。 ただし、職員職種別配置基準を満たす施設であって、支援員が配置基準を超えて配置されている場合には、当該超えた支援員数の範囲内において、厚生労働大臣が必要と認めた支援員数（以下「支援員加算数」という。）を限度として「施設事務費算定基準」によって算定された額（支援員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に支援員加算数を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と表2「支援員1人当たり加算限度額」に支援員加算数を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額を標準国庫補助基本額に加算することができる。	女性自立支援施設職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、役務費（通信運搬費）、備品購入費、委託料等	5/10

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)

表 1

施設事務費基準限度額表

(単位：円)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	288,600	280,800	278,900	277,000	273,100	271,100	269,200	267,300
21～30	192,700	187,500	186,200	184,900	182,400	181,100	179,800	178,500
31～40	144,800	140,900	139,900	138,900	137,000	136,000	135,000	134,100
41～50	116,000	112,900	112,100	111,300	109,800	109,000	108,200	107,400
51～60	106,800	103,900	103,200	102,500	101,000	100,300	99,600	98,800
61～70	91,700	89,200	88,600	88,000	86,700	86,100	85,500	84,900
71～80	80,300	78,200	77,600	77,100	76,000	75,400	74,900	74,400
81～90	71,500	69,600	69,100	68,600	67,600	67,200	66,700	66,200
91～100	64,500	62,700	62,300	61,800	61,000	60,500	60,100	59,700

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	その他
20名以下	265,300	263,400	261,400	259,500	257,500	255,600	253,700	249,800
21～30	177,200	175,900	174,600	173,300	172,000	170,700	169,400	166,800
31～40	133,100	132,100	131,200	130,200	129,200	128,300	127,300	125,300
41～50	106,700	105,900	105,100	104,300	103,600	102,800	102,000	100,500
51～60	98,100	97,400	96,700	95,900	95,200	94,500	93,800	92,300
61～70	84,200	83,600	83,000	82,400	81,700	81,100	80,500	79,300
71～80	73,800	73,300	72,700	72,200	71,600	71,100	70,600	69,500
81～90	65,700	65,200	64,700	64,300	63,800	63,300	62,800	61,900
91～100	59,200	58,800	58,400	57,900	57,500	57,100	56,600	55,800

1 区分	2 種目	3 基 準 額					4 対象経費	5 負担 (補助率)
表 2 支援員 1 人当たり加算限度額 (単位：円)								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	32,300	31,300	31,100	30,900	30,400	30,100	29,900	29,700
21～30	21,500	20,900	20,700	20,600	20,200	20,100	19,900	19,800
31～40	16,200	15,700	15,500	15,400	15,200	15,100	14,900	14,800
41～50	12,900	12,500	12,400	12,300	12,100	12,100	12,000	11,900
51～60	10,800	10,400	10,400	10,300	10,100	10,000	10,000	9,900
61～70	9,200	9,000	8,900	8,800	8,700	8,600	8,500	8,500
71～80	8,100	7,800	7,800	7,700	7,600	7,500	7,500	7,400
81～90	7,200	7,000	6,900	6,900	6,700	6,700	6,600	6,600
91～100	6,500	6,300	6,200	6,200	6,100	6,000	6,000	5,900

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	その他
20名以下	29,400	29,200	29,100	28,800	28,500	28,200	28,000	27,500
21～30	19,600	19,400	19,400	19,200	19,000	18,800	18,600	18,300
31～40	14,700	14,600	14,500	14,400	14,300	14,100	14,000	13,700
41～50	11,800	11,700	11,600	11,500	11,400	11,300	11,200	11,000
51～60	9,800	9,700	9,700	9,600	9,500	9,400	9,300	9,200
61～70	8,400	8,300	8,300	8,200	8,100	8,100	8,000	7,900
71～80	7,400	7,300	7,300	7,200	7,100	7,100	7,000	6,900
81～90	6,500	6,500	6,500	6,400	6,300	6,300	6,200	6,100
91～100	5,900	5,800	5,800	5,800	5,700	5,600	5,600	5,500

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。 (1) 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9-49附則別表第一（附則第2条及び附則第4条関係）（以下「別表第一」という。）の級地が「20パーセント級地」とされている地域とする。 (2) 「16/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「16パーセント級地」とされている地域とする。 (3) 「15/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「15パーセント級地」とされている地域とする。 (4) 「14/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「14パーセント級地」とされている地域及び習志野市、八千代市、東大和市、小金井市、東久留米市とする。 (5) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「12パーセント級地」とされている地域及び綾瀬市、座間市、海老名市、高石市とする。 (6) 「11/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「11パーセント級地」とされている地域及び逗子市、高座郡寒川町、摂津市、松原市とする。 (7) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「10パーセント級地」とされている地域（東久留米市を除く。）及び伊勢原市、大阪狭山市、泉北郡忠岡町、貝塚市とする。 (8) 「9/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「9パーセント級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、四街道市、安芸郡府中町とする。 (9) 「8/100」とは、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町とする。 (10) 「7/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「7パーセント級地」とされている地域及び白井市、大府市、長岡京市とする。 (11) 「6/100」とは、人事院規則附則別表		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		第一の級地が「6パーセント級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市とする。 (12) 「5/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「5パーセント級地」とされている地域及び狭山市、蕨市とする。 (13) 「4/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「4パーセント級地」とされている地域及び四条畷市とする。 (14) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「3パーセント級地」とされている地域及び生駒郡斑鳩町とする。 (15) 「2/100」とは、人事院規則附則別表第一の級地が「2パーセント級地」とされている地域とする。 (16) 「その他」とは、(1) から (15) 以外の地域とする。 2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		2 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する女性相談支援センター一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県条例（法人の経営する施設にあっては、当該法人の寒冷地手当の支給に関する規定）の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。		

寒冷地に所在する施設

次表の単価に員数を乗じて算定された額

単 価				員 数
1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	
円	円	円	円	
ア 147,000	130,000	125,500	99,000	世帯主の員数
イ 81,000	72,500	71,500	57,000	準世帯主の員数
ウ 57,500	49,000	48,000	41,000	非世帯主の員数

注「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

（備考）1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しない居住のための一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。

2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)																				
		3 夜間警備体制強化加算 警備員を雇上げ又は委託契約等に基づき警備員を配置若しくは機械設備を利用し、夜間警備体制の強化を図る場合次の算式によって算定した額。 ただし、警備員を配置する場合は1施設1名まで、機械設備のみの場合は1施設1式までとし、警備員と機械設備を併用する場合はどちらか一方を本加算の対象とする。 (宿直職員が配置されており、夜間における入所者への処遇が適切に行える職員体制になっている場合に限る。なお、夜間に警備員のみとなる施設は、本加算の対象としない。) (算式) 施設定員×夜間警備体制強化加算分保護単価×警備員数 (又は機械設備1式数) 夜間警備体制強化加算分保護単価 (月額) <table><tr><th>定員</th><th>単価 (円)</th></tr><tr><td>20名以下</td><td>12,210</td></tr><tr><td>21～30</td><td>8,140</td></tr><tr><td>31～40</td><td>6,100</td></tr><tr><td>41～50</td><td>4,880</td></tr><tr><td>51～60</td><td>4,070</td></tr><tr><td>61～70</td><td>3,490</td></tr><tr><td>71～80</td><td>3,050</td></tr><tr><td>81～90</td><td>2,710</td></tr><tr><td>91～100</td><td>2,440</td></tr></table>	定員	単価 (円)	20名以下	12,210	21～30	8,140	31～40	6,100	41～50	4,880	51～60	4,070	61～70	3,490	71～80	3,050	81～90	2,710	91～100	2,440		
定員	単価 (円)																							
20名以下	12,210																							
21～30	8,140																							
31～40	6,100																							
41～50	4,880																							
51～60	4,070																							
61～70	3,490																							
71～80	3,050																							
81～90	2,710																							
91～100	2,440																							
		4 入所者処遇特別加算 高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、別途定めるところにより、入所者処遇特別加算が必要と認定された場合。																						
		5 単身赴任手当加算 職員のうち単身赴任者が存する施設であって、別途定めるところにより、単身赴任手当加算が必要と認定された場合。																						

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		6 事務用冬期採暖費 北海道に所在する施設について 取扱人員×2,310円 7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1施設当たり年額 170,830円 8（１）１により算定した事務費について、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から１の方法に準じて事務費の額を改定すること。 ア 当該施設の取扱定員に変更を生じたとき。 イ 当該施設の職員に増減を生じたとき。 ただし、１か月以内における増減を除く。 （２）算定した事務費の算定基礎等に誤りがあった場合は決定の時期にさかのぼって改定すること。 なお、施設入所者に対して特別な処遇を行っている施設については地方厚生（支）局長がその都度承認した額。 9 施設機能強化推進費 施設機能の充実強化を推進している施設であって別途定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合。 別途加算単価 10 精神科医雇上費 入院治療の必要はないが精神に障害のある者（精神科通院により投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者（以下「対象者」という。））が毎年４月１日現在の実入所人員に対して10人以上を占めている施設に対し、１回当たり単価13,570円を限度として年12回の範囲内で加算する。		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)						
		対象者が21人を超える施設であるときは、次表に定める回数の範囲内でさらに加算する。 対象者が21人を超える施設への加算回数 <table><tr><th>対象者数</th><th>加算回数（年間）</th></tr><tr><td>21～30人</td><td>12回</td></tr><tr><td>31人以上</td><td>24回</td></tr></table> 11 民間施設給与等改善費 地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和46年 7 月16日社庶第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって、別途定めるところにより、民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合。 事務費基準額×別途定めるところにより決定された加算率。 12 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 （1）常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額（心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額）を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額（円未満切捨）と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。 （2）常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 4,191,882円 （3）非常勤職員 1 施設当たり年額 2,296,904円	対象者数	加算回数（年間）	21～30人	12回	31人以上	24回		
対象者数	加算回数（年間）									
21～30人	12回									
31人以上	24回									

1 区分	2 種目	3 基 準 額					4 対象経費	5 負担 (補助率)
表 3 心理療法担当職員加算限度額 (単位：円)								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	31,400	30,500	30,200	30,000	29,600	29,300	29,100	28,800
21～30	20,900	20,300	20,200	20,000	19,700	19,600	19,400	19,200
31～40	15,700	15,200	15,100	15,000	14,800	14,700	14,600	14,400
41～50	12,600	12,200	12,100	12,000	11,800	11,700	11,600	11,500
51～60	10,500	10,200	10,100	10,000	9,900	9,800	9,700	9,600
61～70	9,000	8,700	8,600	8,600	8,400	8,400	8,300	8,200
71～80	7,800	7,600	7,600	7,500	7,400	7,300	7,300	7,200
81～90	7,000	6,800	6,700	6,700	6,600	6,500	6,500	6,400
91～100	6,300	6,100	6,100	6,000	5,900	5,900	5,800	5,800
地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	その他
20名以下	28,400	28,200	28,200	28,000	27,700	27,500	27,300	26,800
21～30	19,000	18,800	18,800	18,600	18,500	18,300	18,200	17,900
31～40	14,200	14,100	14,100	14,000	13,900	13,800	13,600	13,400
41～50	11,400	11,300	11,300	11,200	11,100	11,000	10,900	10,700
51～60	9,500	9,400	9,400	9,300	9,200	9,200	9,100	8,900
61～70	8,100	8,100	8,100	8,000	7,900	7,900	7,800	7,700
71～80	7,100	7,100	7,000	7,000	6,900	6,900	6,800	6,700
81～90	6,300	6,300	6,300	6,200	6,200	6,100	6,100	6,000
91～100	5,700	5,600	5,600	5,600	5,500	5,500	5,500	5,400
		13 同伴児童対応支援員雇上費加算 別途定めるところにより、女性自立支援施設において、主に同伴児童の対応を行う支援員の配置が必要と認定された場合。 (1人配置の場合) 3,033,336円 (2人配置の場合) 6,066,672円 (3人配置の場合) 9,100,008円 (4人配置の場合) 12,133,344円 (5人配置の場合) 15,166,680円						

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		14 人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー雇上費加算 別途定めるところにより、女性自立支援施設において、人身取引被害者の対応を行う通訳者及びケースワーカーを雇い上げた場合、各月雇い上げた日数と以下の日額単価を乗じて得た額とする。 なお、当該加算については、雇上げた月を基礎として算定すること。 (1) 通訳者 1 施設当たり日額 10,790円 (2) ケースワーカー 1 施設当たり日額 7,180円 15 外国人女性支援加算 別途定めるところにより、女性自立支援施設が、外国籍を有する困難な問題を抱える女性（人身取引被害者を含まない。）への支援の充実を図るため、通訳者を雇上げた場合。 1 施設当たり日額 10,790円 16 賃借費加算 別途定めるところにより、地域移行支援を賃借物件を活用して実施する場合。 借上げに係る費用の実費。ただし、月額100,000円を限度とする。 17 個別対応職員配置加算 別途定めるところにより、個別対応職員配置加算が必要と認定された場合。 1 施設当たり 年額6,272,313円 18 民間団体との連携体制強化加算 別途定めるところにより、民間団体協働支援専門員又は連携強化のための心理療法担当職員を配置した場合。 1 施設当たり 年額7,464,166円		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		Ⅱ 長期入所施設 (1) 施設事務費は入所委託者各月の現員数に1人月額基準額126,900円を乗じて得た額とする。 (2) 施設機能強化推進費は、前項Ⅰ女性自立支援施設の2施設機能強化推進費の取扱いによる。 (3) 民間施設給与等改善費は、前項Ⅰ女性自立支援施設の4民間施設給与等改善費の算定による。 (注) 別表に示す「施設事務費算定基準」は長期入所施設に適用しない。 (4) 心理療法担当職員雇上費加算 長期入所施設において、別途定めるものに準じて心理療法担当職員を配置した場合。入所委託費各月の現員数に1人月額6,351円を乗じて得た額とする。 (5) 個別対応職員配置加算 長期入所施設において別途定めるものに準じて個別対応職員を配置した場合。入所委託者各月の現員数に1人月額9,503円を乗じて得た額とする。 (6) 夜間警備体制強化加算 警備員を雇上げ又は委託契約等に基づき警備員を配置若しくは機械設備を利用し、夜間警備体制の強化を図る場合次の算式によって算定した額。 ただし、警備員は2名まで、機械設備のみの場合は一式までとし、警備員と機械設備を併用する場合はどちらか一方を本加算の対象とする。(宿直職員が配置されており、夜間における入所者への処遇が適切に行える職員体制になっている場合に限る。なお、夜間に警備員のみとなる施設は、本加算の対象としない。) (算式) 入所委託費各月の現員数×月額5,816円×警備員数(又は機械設備1式数)		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)																							
	事業費	次に掲げる額の合算額 1 困難な問題を抱える女性等分 (1) 事業費 各月初日の保護現員（月の中途において退所した者を除く。以下「各月当初保護現員」という。）に月額 75,600 円を乗じた額の合算額。 ただし、毎年11月 1 日からその翌年 3 月31日までの間は、その間の各月当初保護現員に次の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。 <table><tr><td>I 区</td><td>II 区</td><td>III 区</td><td>IV 区</td><td>V 区</td><td>VI 区</td></tr><tr><td>円 10,000</td><td>円 8,100</td><td>円 5,900</td><td>円 4,700</td><td>円 3,100</td><td>円 2,300</td></tr></table> 注）地区別区分は、生活保護法による保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）の別表第 1 附表の区分による女性自立支援施設の所在地について適用するものであること。 (2) 妊産婦加算 妊産婦については、各月入所現員に掲げる区分ごとの妊産婦加算額を乗じて算定した額を、前項により算定した事業費に加えるものとする。 ただし、妊婦については、次に掲げる妊婦の額を出産した日の属する月まで加算するものとし、産婦については出産した日の属する月の翌月から 2 か月間加算するものとする。 <table><tr><td colspan="3">妊産婦加算（日額）</td></tr><tr><td colspan="2">妊 婦</td><td rowspan="2">産 婦</td></tr><tr><td>6 月未満</td><td>6 月以上</td></tr><tr><td>円 313</td><td>円 474</td><td>円 291</td></tr></table>	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区	円 10,000	円 8,100	円 5,900	円 4,700	円 3,100	円 2,300	妊産婦加算（日額）			妊 婦		産 婦	6 月未満	6 月以上	円 313	円 474	円 291	女性自立支援施設入所者の処遇のために必要な需用費（食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費）、備品購入費、扶助費、委託料等	5/10
I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区																						
円 10,000	円 8,100	円 5,900	円 4,700	円 3,100	円 2,300																						
妊産婦加算（日額）																											
妊 婦		産 婦																									
6 月未満	6 月以上																										
円 313	円 474	円 291																									

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		(3) 母子加算 困難な問題を抱える女性等が乳児又は幼児を養育しなければならない場合はその者の各月初日の在籍戸数（月の中途において退所した月を除く。）に月額21,370円を、養育しなければならない者が2人の場合は月額1,660円、3人以上1人増すごとにさらに月額810円を加算した額を乗じた額を（1）の事業費に加算するものとする。 ただし、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による遺族基礎年金の支給を受けている者はこれを除外すること。 （注）乳児とは、満1才未満の者、幼児とは、満1才以上小学校就学前の者をいうものであること。（以下同じ。） (4) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,830円 (5) 被服加算 各月初日現員×月額260円 2 困難な問題を抱える女性等が同伴する乳幼児 (1) 事業費 ア 乳児の各月当初保護現員に月額63,800円を乗じた額の合計額。 イ 幼児の各月当初保護現員に月額63,800円を乗じた額の合計額。 ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間はその間の乳児又は幼児の各月当初保護現員に前記1の（1）の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。 (2) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,830円 (3) 被服加算 各月入所人員×月額260円		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		3 事業費の算出にあたり月の途中で保護又は退所した者についての事業費（冬期加算を含む。）、妊産婦加算及び母子加算の額は次の算式により算定した額とする。 〔妊産婦加算〕 日額単価×当該月の保護日数 〔事業費・母子加算〕 当該月の保護日数 月額単価× $\frac{\text{当該月の保護日数}}{30 \text{ 日又は当該月の日数}}$ 4 社会適応訓練費 各月初日保護現員×月額350円 5 入所者の生活指導、職業訓練のための器具、機材費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額。 6 同伴児童経費 同伴児童対応支援員を配置する女性自立支援施設が行う困難な問題を抱える女性等に同伴する児童の保育及び学習支援等に要する経費。 当該年度の同伴児童保護延人数に日額190円を乗じた額。 7 人身取引被害者支援のための医療費 人身取引被害者が診察、治療等の医療を受けるために要する経費。	女性自立支援施設が行う困難な問題を抱える女性等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費（消耗品費） 女性自立支援施設で保護した人身取引被害者の医療費（医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)								
		8 入進学支度金 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学児童 入進学支度金保護単価表 (児童1人当たり) <table><tr><th>学年別</th><th>保護単価(年額)</th></tr><tr><td>小学校第1学年入学児童</td><td>64,300円</td></tr><tr><td>中学校第1学年進学児童</td><td>81,000円</td></tr><tr><td>高等学校第1学年入学児童</td><td>86,300円</td></tr></table> (注) 4月分の支給とする 9 就職活動支援費 別途定めるところにより、女性自立支援施設入所者が就職活動を行う場合及び女性自立支援施設職員が入所者の同行支援を行う場合の経費。 その施設のその月における入所者の同行支援を行う職員の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規定に定める額(運賃については、普通旅客運賃)とその入所者の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額。 10 同伴児童学習支援事業 別途定めるところにより、女性自立支援施設に学習支援員を配置し、必要に応じて教材等を整備した場合の経費	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	64,300円	中学校第1学年進学児童	81,000円	高等学校第1学年入学児童	86,300円	等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。) 女性自立支援施設入所者の同伴児童であって、小学校第1学年に入学、若しくは中学校第1学年に進学し、又は高等学校第1学年に入学する児童の入進学に際して必要な学用品等の購入経費 女性自立支援施設入所者が就職活動を行う場合及び女性自立支援施設職員が入所者の同行支援を行う場合の旅費 同伴児童学習支援事業に必要な給与、報酬、賃金、職員	
学年別	保護単価(年額)											
小学校第1学年入学児童	64,300円											
中学校第1学年進学児童	81,000円											
高等学校第1学年入学児童	86,300円											

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		(1) 学習支援員 ア 基本分 女性自立支援施設 1 施設当たり 年額 1,635,000円 イ 加算分 女性自立支援施設 1 施設当たり 年額 2,518,000円 ※加算分は、自治体や教育期間への連絡調整等を行う場合に適用する。 (2) 教材費等 児童 1 人当たり 月額5,028円 11 同伴児童通学支援事業 別途定めるところにより、女性自立支援施設から同伴児童が、小中学校等に通学する際に生活支援員による通学への同行支援を行った場合の経費。 (1) 生活支援員 1 施設当たり 年額 1,999,000円 (2) 同行旅費 1 施設当たり 年額 484,000円 12 資格取得加算 入所者の自立支援や就職支援を目的とし、就職又は進学に役立つ資格取得又は講習受講等に要する経費。 ※資格に係る実費（上限57,620円） ※同一入所者に重複して支弁不可とする。 13 就職支度費 入所者の就職に際し必要な被服、家具什器等の購入費に要する経費。 ※各月の就職による措置解除入所者数×82,760円 ※入所措置が解除された日の属する月に支給し、支弁に当たっては、雇用先の採用証明書等を徴する。 ※入所措置が解除された場合に 1 回限り利	手当等、共済費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、備品購入費、扶助費 同伴児童通学支援事業に必要な給与、報酬、賃金、職員手当等、共済費、旅費、扶助費	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		用可能。 ※過去に就職支度費を支弁された者は対象外とする。 14 補習費 学習塾などを利用した際の通塾費用等に要する経費。 ※学習塾等の利用に係る実費（月額20,000円（高等学校第3学年は月額25,000円）を上限とする）。 ※中学生及び高校生（高校生相当の年齢で、高等学校に在学していない者を含む）を支弁の対象とする。 ※施設内等において受講する通信教育等に必要経費（授業料等）についても支弁可能とする。 15 第三者評価受審費 施設が福祉サービスの第三者評価の受審にあたり要する経費。 ※第三者評価の受審に係る実費（年額427,000円を上限とする）。 ※3年間に1回限り算定可能。		

(別表1)

女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー 事 務 費 算 定 基 準

経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
人件費	(1) 給与	毎年度4月1日現在（以下「4月当初現在」という。）の職員の現員を基礎として算定する。 都道府県が経営する女性相談支援センターにあっては、4月当初現在の職員の現員の本俸、特殊業務手当（主任支援員及び支援員については、別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,680円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額と次に示す職員の職種別の本俸、特殊業務手当、地域手当及び扶養手当の合算額と比較していずれか少ない方の額とする。	12

経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
------------	-------	-----	-----

(単位：円)

職種別	本俸 A	特殊業務 手当 B	扶養 手当 C	合計 D=(A+B+C)	地域手当 (合計×各%)					
					20/100 E	16/100 F	15/100 G	14/100 H	12/100 I	11/100 J
福2-29 施設長 (50名以下)	279,300		13,608	292,908	58,582	46,865	43,936	41,007	35,149	32,220
福4-1 施設長 (51名以上)	302,400		13,608	316,008	63,202	50,561	47,401	44,241	37,921	34,761
行(一)2-9 事務員	242,000		13,608	255,608	51,122	40,897	38,341	35,785	30,673	28,117
福2-17 主任支援員	269,200	11,980	13,608	294,788	58,958	47,166	44,218	41,270	35,375	32,427
福2-13 支援員	264,800	11,980	13,608	290,388	58,078	46,462	43,558	40,654	34,847	31,943
医(三)2-29 看護師	273,400	2,680	13,608	289,688	57,938	46,350	43,453	40,556	34,763	31,866
医(二)2-9 栄養士もしくは管 理栄養士	236,700		13,608	250,308	50,062	40,049	37,546	35,043	30,037	27,534
行(二)1-37 調理員等	216,600		13,608	230,208	46,042	36,833	34,531	32,229	27,625	25,323
福2-5 心理療法 担当職員	254,300	11,980	13,608	279,888	55,978	44,782	41,983	39,184	33,587	30,788

職種別	地域手当 (合計×各%)								
	10/100 K	9/100 L	8/100 M	7/100 N	6/100 O	5/100 P	4/100 R	3/100 S	2/100 T
福2-29 施設長 (50名以下)	29,291	26,362	23,433	20,504	17,574	14,645	11,716	8,787	5,858
福4-1 施設長 (51名以上)	31,601	28,441	25,281	22,121	18,960	15,800	12,640	9,480	6,320
行(一)2-9 事務員	25,561	23,005	20,449	17,893	15,336	12,780	10,224	7,668	5,112
福2-17 主任支援員	29,479	26,531	23,583	20,635	17,687	14,739	11,792	8,844	5,896
福2-13 支援員	29,039	26,135	23,231	20,327	17,423	14,519	11,616	8,712	5,808
医(三)2-29 看護師	28,969	26,072	23,175	20,278	17,381	14,484	11,588	8,691	5,794
医(二)2-9 栄養士もしくは管 理栄養士	25,031	22,528	20,025	17,522	15,018	12,515	10,012	7,509	5,006
行(二)1-37 調理員等	23,021	20,719	18,417	16,115	13,812	11,510	9,208	6,906	4,604
福2-5 心理療法 担当職員	27,989	25,190	22,391	19,592	16,793	13,994	11,196	8,397	5,598

経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
	(2) 期末勤 勉手当	(1) の給与の単価及び(1) の給与 の算定の基礎となった4月当初現在の 職員の期末勤勉手当加算額の合算額と する。	4.60 (円未満切捨)
	(3) 管理職 手当	(1) の給与の単価の欄において算定 した施設長の本俸×12	0.125
	(4) 管理職 員特別勤 務手当	(1) の給与の単価の欄において算定 した施設長について、臨時又は緊急の 必要による週休日又は休日の勤務をし た場合勤務1回につき6,000円	勤務回数
	(5) 超過勤 務手当	(1) の給与の単価の欄において算定 した本俸、特殊業務手当(1人月額 2,680円の加算額を除く。)及び地域手 当の額の合算額(施設長の本俸及び地 域手当の額を除く。)×12	0.0427
	(6) 住居手 当	(1) の給与の算定の基礎となった4 月当初現在の職員の住居手当の月額	12
	(7) 通勤手 当	(1) の給与の算定の基礎となった4 月当初現在の職員について算定した手 当月額	12
	(8) 非常勤 調理員等	年額 1,764,900円	1
	(9) 非常勤 調理員等 年休代替 要員費	年額 82,362円	1
	(10) 年休代 替要員費	年額 127,180円	(1) の給与の 算定の基礎とな った支援員及び 看護師数
	(11) 調理員 等年休代 替要員費	年額 117,660円	(1) の給与の 算定の基礎とな った調理員等
	(12) 看護代 替経費	年額 2,090円	取扱定員

経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
	(13) 社会保 険料事業 主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険 労働者災害補償保険又は地方公務員共済 組合についてのみ4月当初現在職員現員 の給与に見合う所定の月額の合算額又は 給与の算定基礎額の欄において算定した 給与に0.21760を乗じて得た額。	12
	(14) 嘱託医 手当	4月当初現在の嘱託医手当の月額	12
	(15) 宿直業 務改善費	1 施設年額 2,726,771円	1
	(16) 旅費	5,580円	(1)の給与の 算定の基礎とな った職員のうち 、調理員等を除 いた職員数
	(17) 庁費	59,840円	同上
	(18) 特別管 理費	50人以下の施設 年額 882,200円 51人以上の施設 年額 822,800円	1 1
	(19) 職員研 修費	2,050円	(1)の給与の 算定の基礎とな った職員のうち 、調理員等を除 いた職員数
	(20) 被服手 当	660円	(1)の給与の 算定の基礎とな った調理員等

経費の 種 類	経費の区分	単 価		員 数
	(21) 職員健康管理費		9,391円	(1) の給与の算定の基礎となった職員数
	(22) 各所修繕費		1 m ² 当たり 397円	当該施設の実延数（1 m ² 未満切捨）ただし、一時保護所の場合女性相談支援センターとの兼用部分については、その主たる用途によって按分された延面積
	(23) 入所者保健衛生費		3,300円	取扱定員
	(24) 業務省力化等勤務条件改善費	直接処遇職員	年額 334,070円	(1) の給与の算定の基礎となった職員数の給与の算定の基礎となった支援員及び看護師数
		直接処遇職員	年額 336,510円	(1) の給与の算定の基礎となった職員数の給与の算定の基礎となった調理員等
	(25) 非常勤職員処遇改善費		年額 10,330円	1
	(26) 苦情解決対策経費		年額 26,530円	1
	(27) 調理業務外部委託費	調理業務の全部を委託する場合は、その委託料（事務費相当）の月額		12

(別表2)

施 設 事 務 費 算 定 基 準

経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
人件費	(1) 給与	毎年度4月1日現在（以下「4月当初現在」という。）の職員の現員を基礎として算定する。 ア. 都道府県及び市が経営する施設にあっては、4月当初現在の職員の現員の本俸、特殊業務手当（主任支援員及び支援員については、別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,680円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額と次に示す職員の職種別の本俸、特殊業務手当、地域手当及び扶養手当の合算額と比較していずれか少ない方の額とする。	12

経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
------------	-------	-----	-----

(単位：円)

職種別	本俸 A	特殊業務 手当 B	扶養 手当 C	合計 D=(A+B+C)	地域手当 (合計×各%)					
					20/100 E	16/100 F	15/100 G	14/100 H	12/100 I	11/100 J
福2-29 施設長 (50名以下)	279,300		13,608	292,908	58,582	46,865	43,936	41,007	35,149	32,220
福4-1 施設長 (51名以上)	302,400		13,608	316,008	63,202	50,561	47,401	44,241	37,921	34,761
行(一)2-9 事務員	242,000		13,608	255,608	51,122	40,897	38,341	35,785	30,673	28,117
福2-17 主任支援員	269,200	11,980	13,608	294,788	58,958	47,166	44,218	41,270	35,375	32,427
福2-13 支援員	264,800	11,980	13,608	290,388	58,078	46,462	43,558	40,654	34,847	31,943
医(三)2-29 看護師	273,400	2,680	13,608	289,688	57,938	46,350	43,453	40,556	34,763	31,866
医(二)2-9 栄養士もしくは管 理栄養士	236,700		13,608	250,308	50,062	40,049	37,546	35,043	30,037	27,534
行(二)1-37 調理員等	216,600		13,608	230,208	46,042	36,833	34,531	32,229	27,625	25,323
福2-5 心理療法 担当職員	254,300	11,980	13,608	279,888	55,978	44,782	41,983	39,184	33,587	30,788

職種別	地域手当 (合計×各%)								
	10/100 K	9/100 L	8/100 M	7/100 N	6/100 O	5/100 P	4/100 R	3/100 S	2/100 T
福2-29 施設長 (50名以下)	29,291	26,362	23,433	20,504	17,574	14,645	11,716	8,787	5,858
福4-1 施設長 (51名以上)	31,601	28,441	25,281	22,121	18,960	15,800	12,640	9,480	6,320
行(一)2-9 事務員	25,561	23,005	20,449	17,893	15,336	12,780	10,224	7,668	5,112
福2-17 主任支援員	29,479	26,531	23,583	20,635	17,687	14,739	11,792	8,844	5,896
福2-13 支援員	29,039	26,135	23,231	20,327	17,423	14,519	11,616	8,712	5,808
医(三)2-29 看護師	28,969	26,072	23,175	20,278	17,381	14,484	11,588	8,691	5,794
医(二)2-9 栄養士もしくは管 理栄養士	25,031	22,528	20,025	17,522	15,018	12,515	10,012	7,509	5,006
行(二)1-37 調理員等	23,021	20,719	18,417	16,115	13,812	11,510	9,208	6,906	4,604
福2-5 心理療法 担当職員	27,989	25,190	22,391	19,592	16,793	13,994	11,196	8,397	5,598

経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
		イ. 法人が経営する施設にあつては、4月当初現在の職員の本俸、特殊業務手当（主任支援員及び支援員については別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,680円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額とする。	
	(2) 期末勤勉手当	(1) の給与の単価及び(1) の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額の合算額とする。	4.60 (円未満切捨)
	(3) 管理職手当	(1) の給与の単価の欄において算定した施設長の本俸×12	0.125
	(4) 管理職員特別勤務手当	(1) の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合勤務1回につき6,000円	勤務回数
	(5) 超過勤務手当	(1) の給与の単価の欄において算定した本俸、特殊業務手当（1人月額2,680円の加算額を除く。）及び地域手当の額の合算額（施設長の本俸及び地域手当の額を除く。）×12	0.0427
	(6) 住居手当	(1) の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の住居手当の月額	12
	(7) 通勤手当	(1) の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員について算定した手当月額	12
	(8) 非常勤調理員等	年額 2,409,600円	1
	(9) 非常勤調理員等 年休代替 要員費	年額 112,448円	1

経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
	(10) 年休代 替要員費	年額 160,640円	(1) の給与の 算定の基礎とな った支援員及び 看護師数
	(11) 調理員 等年休代 替要員費	年額 160,640円	(1) の給与の 算定の基礎とな った調理員等
	(12) 看護代 替経費	年額 2,650円	取扱定員
	(13) 社会保 険料事業 主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険 労働者災害補償保険又は地方公務員共済 組合についてののみ4月当初現在職員現員 の給与に見合う所定の月額の合算額又は 給与の算定基礎額の欄において算定した 給与に0.21760を乗じて得た額。	12
	(14) 嘱託医 手当	4月当初現在の嘱託医手当の月額	12
	(15) 宿直業 務改善費	1施設年額 3,722,832円	1
	(16) 旅費	5,580円	(1) の給与の 算定の基礎とな った職員のうち 、調理員等を除 いた職員数
	(17) 庁費	59,840円	同上
	(18) 特別管 理費	50人以下の施設 年額 882,200円 51人以上の施設 年額 822,800円	1 1
	(19) 職員研 修費	2,050円	(1) の給与の 算定の基礎とな った職員のうち 、調理員等を除 いた職員数
	(20) 被服手 当	660円	(1) の給与の 算定の基礎とな った調理員等

経費の 種 類	経費の区分	単 価		員 数
	(21) 職員健康管理費		9,391円	(1) の給与の算定の基礎となった職員数
	(22) 各所修繕費		1 m ² 当たり 397円	当該施設の実延数（1 m ² 未満切捨）ただし、一時保護所の場合女性相談支援センターとの兼用部分については、その主たる用途によって按分された延面積
	(23) 入所者保健衛生費		3,300円	取扱定員
	(24) 業務省力化等勤務条件改善費	直接処遇職員	年額 409,420円	(1) の給与の算定の基礎となった職員数の給与の算定の基礎となった支援員及び看護師数
		直接処遇職員	年額 459,430円	(1) の給与の算定の基礎となった職員数の給与の算定の基礎となった調理員等
	(25) 非常勤職員処遇改善費		年額 10,330円	1
	(26) 苦情解決対策経費		年額 26,530円	1
	(27) 調理業務外部委託費	調理業務の全部を委託する場合は、その委託料（事務費相当）の月額		12

別紙様式 1

(元号) 年度女性支援費負担(補助)金調書

厚生労働省所管

国			地方公共団体								備 考
歳 出 予 算 科 目	交付決定 の 額	補 助 率	歳入			歳出					
			科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	う ち 国 庫 補 助 金 相 当 額	支 出 済 額	う ち 国 庫 補 助 金 相 当 額	
(項)生活保護等 対策費											
(目)女性保護事 業費負担金											
(目)女性相談支 援センター運 営費負担金											
(目)女性自立支 援事業費補助 金											

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで）を記載すること。
なお、各省各庁の長が補助金等を補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について禁止し、又は、各省各庁の長の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することについて禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については一括して「その他」の区分名を記載すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は歳入にあつては款、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあつては前記なお書により国の歳出予算科目欄において補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する経費の配分の目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式 2

番
(元号) 年 月 号
日

地方厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
若しくは、女性相談支援センターを設置する指定都市市長

(元号) 年度女性支援費負担（補助）金の交付申請について

標記について、次のとおり交付されたく関係書類を添えて申請する。

1	申 請 額 金	円
〔	国庫負担金申請額 金	円
	国庫補助金申請額 金	円

2 関 係 書 類

- (1) (元号) 年度女性支援費所要額調（別紙 1）
- (2) (元号) 年度女性支援事業計画書（別紙 2）
- (3) (元号) 年度歳入歳出予算書抄本（又は見込書）

3 変更申請の場合には、1にかかわらず、次のとおりとする。

申 請 額 金	円(A)
前回までの交付決定額 金	円(B)
差引今回変更増△減額 金	(A)－(B) 円

別紙 1

(元号) 年度女性支援費所要額調書

都道府県名

若しくは、女性相談支援センターを設置する指定都市名

区分	対象施設の 支出予定額(A)		基準額(B)			国庫補助基準額 (A)又は(B)のう ち少ない方の額 (C)	補助率 (D)	要国庫補助額 (E) (C)×(D)
	金額	積算基礎	金額	種目内訳	積算基礎			
生活保護等対策費								
I 女性保護事業費負担金								
1 一時保護所保護費負担金							5/10	
(1) 事務費					(内訳別表1)		5/10	
(2) 事業費					(内訳別表2) 機械器具等費別紙		5/10	
II 女性相談支援センター運営費 負担金								
女性相談支援センター運営費負 担金					(内訳別表4)		5/10	
III 女性自立支援事業費補助金								
女性自立支援施設運営費補助金							5/10	
(1) 事務費					(内訳別表1、3)		5/10	
(2) 事業費					(内訳別表2、3) 機械器具等費別紙		5/10	

(注) 1 (A)欄には都道府県歳出予算に基づく支出予定額を記入すること。(今後補正予定分を含む)

2 (B)欄には、国庫補助金交付基準により算定した基準額を記入すること。

3 女性相談支援センターを設置する指定都市においては、区分 I 及び II のみを対象とすること。

別紙 2

(元号) 年度 女性支援事業計画書

都道府県名

若しくは、女性相談支援センターを設置する指定都市名

ア 一時保護所保護費負担金及び女性自立支援施設運営費補助金事業計画

区分	事業計画													
女性相談支援センター 一時保護所	1 職種別職員配置状況 (申請年度 4. 1 現在)													
	職種区分		所長	医師 (嘱託医)	事務員	支援員	看護師	栄養士等	調理員等	計				
	一時保護所	専												
		兼												
	2 暴力被害者の一時保護委託の算定及び計画書(内訳別表 1 にて使用される様式1～3による)													
	3 困難な問題を抱える女性の一時保護委託の算定内訳及び計画書(内訳別表 1 にて使用される様式4～6による)													
女性自立支援施設	1 施設名、経営主体、職員配置及び入所予定人員													
	施設名	経営主体	職員配置(申請年度 4. 1 現在)								入所定員	入所予定 延人員 (月平均)		
			専・兼の別	施設長	事務員	支援員	看護師	栄養士等	調理員等	嘱託医			計	
			専											
			兼											
			専											
			兼											
			専											
	兼													
	2 各施設ごとの入所者に対する生活支援及び職業支援の計画													
	3 精神科医雇上費算定基礎内訳													
	※ 施設名													
	(1) 入所者のうち対象者の占める割合 (申請年度 4. 1 現在)													
	定員		加算対象者			現員 その他			計					
	人		人			人			人					
	※対象者とは、入院治療の必要はないが、精神に障害のある者(精神科通院により、投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者)をいう。													
	(2) 加算内訳													
加算額		(基準単価) (雇上回数) @ 円 × /回 = 円												
4 民間団体との連携体制強化加算														
加算額		(基準単価) @ 円												

女性相談 支援セン ター一時 保護所 及び女性 自立支援 施設	1 各施設ごとの夜間警備体制の強化に対する対応実施状況及び計画 (1) 併設（女性相談支援センター一時保護所・女性自立支援施設）の有無 (2) 警備形態及び費用内訳 （一時保護所） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">警備形態</td> <td style="width: 25%;">現員数</td> <td style="width: 25%;">基準単価</td> <td style="width: 25%;">委託回数(月)</td> </tr> <tr> <td>雇上費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械警備等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> （女性自立支援施設） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">警備形態</td> <td style="width: 25%;">現員数</td> <td style="width: 25%;">基準単価</td> <td style="width: 25%;">委託回数(月)</td> </tr> <tr> <td>雇上費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械警備等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 有・無	警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)	雇上費用				委託費用				機械警備等				警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)	雇上費用				委託費用				機械警備等			
警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)																														
雇上費用																																	
委託費用																																	
機械警備等																																	
警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)																														
雇上費用																																	
委託費用																																	
機械警備等																																	
2 各施設ごとの心理療法担当職員の配置状況及び計画 (1) 女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託は様式7による） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">加 算 額</td> <td style="width: 15%;">(基準単価) @</td> <td style="width: 15%;">(雇上月数) 円 ×</td> <td style="width: 15%;">/12月</td> <td style="width: 15%;">=</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (2) 女性自立支援施設 ※該当する番号に○印を記入すること。 1 常勤職員（様式8による） 2 常勤的非常勤職員 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">加 算 額</td> <td style="width: 15%;">(基準単価) @</td> <td style="width: 15%;">(雇上月数) 円 ×</td> <td style="width: 15%;">/12月</td> <td style="width: 15%;">=</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 3 非常勤職員 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">加 算 額</td> <td style="width: 15%;">(基準単価) @</td> <td style="width: 15%;">(雇上月数) 円 ×</td> <td style="width: 15%;">/12月</td> <td style="width: 15%;">=</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加 算 額	(基準単価) @	(雇上月数) 円 ×	/12月	=		円				加 算 額	(基準単価) @	(雇上月数) 円 ×	/12月	=		円				加 算 額	(基準単価) @	(雇上月数) 円 ×	/12月	=		円						
加 算 額	(基準単価) @	(雇上月数) 円 ×	/12月	=																													
	円																																
加 算 額	(基準単価) @	(雇上月数) 円 ×	/12月	=																													
	円																																
加 算 額	(基準単価) @	(雇上月数) 円 ×	/12月	=																													
	円																																
3 同伴児童対応等支援員の配置状況及び計画 (1) 同伴児童の在所状況(複数配置が必要な場合のみ記入)※一時保護委託した児童数は除く <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">前年度における児童の在所実績</td> <td style="width: 50%;">来年度の見込み</td> </tr> <tr> <td>年間在所延べ人員 人(A)</td> <td>(算出方法)</td> </tr> <tr> <td>1 日平均在所人員(A/365) 人(B)</td> <td>(A) × (A) / (前々年度在所延べ人員) (C)</td> </tr> <tr> <td>2 人目加算根拠 人(B) ≥ 6.0人</td> <td>2 人目加算根拠 人(C) ≥ 6.0人</td> </tr> </table> 又は	前年度における児童の在所実績	来年度の見込み	年間在所延べ人員 人(A)	(算出方法)	1 日平均在所人員(A/365) 人(B)	(A) × (A) / (前々年度在所延べ人員) (C)	2 人目加算根拠 人(B) ≥ 6.0人	2 人目加算根拠 人(C) ≥ 6.0人																									
前年度における児童の在所実績	来年度の見込み																																
年間在所延べ人員 人(A)	(算出方法)																																
1 日平均在所人員(A/365) 人(B)	(A) × (A) / (前々年度在所延べ人員) (C)																																
2 人目加算根拠 人(B) ≥ 6.0人	2 人目加算根拠 人(C) ≥ 6.0人																																

(2)配置計画 (1) 女性相談支援センター一時保護所	
加 算 額	(基準単価) (雇上月数) @ 円 × /12月 = 円
加 算 額 ※2人以上配置する場合	@ 円 × /12月 = 円
計	
(2) 女性自立支援施設	
加 算 額	(基準単価) (雇上月数) @ 円 × /12月 = 円
加 算 額 ※2人以上配置する場合	@ 円 × /12月 = 円
計	
4 個別対応職員の配置状況及び計画（一時保護委託は様式7による）	
加 算 額	(基準単価) (雇上月数) @ 円 × /12月 = 円
5 同伴児童学習支援事業	
(1) 女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託は様式7による）	
1. 教材費等	
加 算 額	(基準単価) (月末の児童数) (対象児童毎の在籍月数の合計) @ 円 × 人 × 月 = 円
(2) 女性自立支援施設	
1. 学習支援員	
加 算 額	(ア)基本分 (基準単価) @ 円
	(イ)加算分 (基準単価) @ 円
2. 教材費等	
加 算 額	(基準単価) (月末の児童数) (対象児童毎の在籍月数の合計) @ 円 × 人 × 月 = 円
6 同伴児童通学支援事業（一時保護委託は様式7による）	
(1) 女性自立支援施設	
1. 生活支援員	
加算額	(基準単価) @ 円

2. 同行旅費	
加算額	(基準単価) @ 円

7 通訳者及びケースワーカー雇上費

(1) 女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託は様式7による）

1. 通訳者雇上費加算算定内訳

加算額	(基準日額単価) (雇上日数) @ 円 × /日 = 円
-----	---------------------------------

(2) 女性自立支援施設

1. 通訳者雇上費加算算定内訳

加算額	(基準日額単価) (雇上日数) @ 円 × /日 = 円
-----	---------------------------------

2. ケースワーカー雇上費加算算定内訳

加算額	(基準日額単価) (雇上日数) @ 円 × /日 = 円
-----	---------------------------------

8 補習費

1. 中学生

加算額	(基準月額単価) (利用人数) @ 円 × /日 = 円
-----	---------------------------------

2. 高校生

加算額	(基準月額単価) (利用人数) @ 円 × /日 = 円
-----	---------------------------------

内訳別表 1

施設（一時保護所）事務費算定内訳

(1) 標準国庫補助基本分

人 件 費		(1) 給 与 基 準 額			施設名		(地域手当)		級地										
			実支出 予定額	年4月1日現在 職員現員		給与				住居 手当	通勤 手当	計	期末 勤勉 手当 加算	金額					
				職種	氏名	本俸	特殊 業務 手当	扶養 手当	地域 手当						小計				
				専兼		円	円	円	円						円	円	円	円	円
				専兼															
				専兼															
			計						(ア)				(ウ)						
		施設長	人																
			その他の職員	事務員	人														
				支援員	人														
				看護師	人														
				栄養士等	人														
				調理員等	人														
				小計	人														
		計						(イ)											
				(ア)又は(イ)の低い方の額									(エ)						
小計				(エ)×12月									(A)						
(2)期末勤勉手当				((ウ)+(エ))×4.60月															
(3)管理職手当																			
(4)管理職員特別勤務手当																			
(5)超過勤務手当																			
(6)住居手当																			
(7)通勤手当																			
(8)非常勤調理員等																			
(9)非常勤調理員等 年休代替要員費																			
(10)年休代替要員費																			
(11)調理員等 年休代替要員費																			

	(e)又は(f)の低い方の額	(g)
個別対応職員配置加算	実支出計画額	(h)
	算定基準による算定額(別紙女性支援事業計画書)	(i)
	(h)又は(i)の低い方の額	(j)
同伴児童対応等 支援員雇上費加算	実支出計画額	(k)
	算定基準による算定額(別紙女性支援事業計画書)	(l)
	(k)又は(l)の低い方の額	(m)
通訳者雇上費加算	実支出計画額	(n)
	算定基準による算定額(別紙女性支援事業計画書)	(o)
	(n)又は(o)の低い方の額	(p)
ケースワーカー雇上費加算	実支出計画額	(q)
	算定基準による算定額(別紙女性支援事業計画書)	(r)
	(q)又は(r)の低い方の額	(s)
暴力被害者の 一時保護委託費	実支出計画額	(t)
	算定基準による算定額(別紙女性支援事業計画書：様式1+2)	(u)
	(t)又は(u)の低い方の額	(v)
困難な問題を抱える女性の 一時保護委託費	実支出計画額	(w)
	算定基準による算定額(別紙女性支援事業計画書：様式4+5)	(x)
	(w)又は(x)の低い方の額	(y)
学習支援費加算	実支出計画額	(z)
	算定基準による算定額	(AA)
	(Z)又は(AA)の低い方の額	(BB)
民間団体との連携体制強化 加算	実支出計画額	(CC)
	算定基準による算定額	(DD)
	(CC)又は(DD)の低い方の額	(EE)
心理療法担当職員加算 (一時保護委託施設)	実支出計画額	(FF)
	算定基準による算定額	(GG)
	(FF)又は(GG)の低い方の額	(HH)
個別対応職員配置加算 (一時保護委託施設)	実支出計画額	(II)
	算定基準による算定額	(JJ)
	(II)又は(JJ)の低い方の額	(KK)
通訳者雇上費加算 (一時保護委託施設)	実支出計画額	(LL)
	算定基準による算定額	(MM)
	(LL)又は(MM)の低い方の額	(NN)
合 計	(H)+(K)+(N)+(Q)+(R)+(U)+(X)+(a)+(d)+(g)+(j)+(m))+(p)+(s)+(v)+(y)+(BB)+(EE)+(HH)+(KK) +(NN)	(OO)
民間施設給与等改善費	(民間施設のみ) (OO)×(別に定める加算率)	(PP)
賃借費加算	実支出計画額	(QQ)
	算出基準による算定額	(RR)
	(QQ)又は(RR)の低い方の額	(SS)
標準国庫補助基本額	(OO)+(PP)+(SS)	(TT)

(注) 1 (1) 給与欄の「実支出予定額」については、職員全員について算定すること。

2 (1) 給与欄の「基準額」については、公立施設にあっては、職員数は女性支援室長事務連絡別紙2の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。

また、単価は、交付要綱の別表「施設事務費算定基準」により算定すること。法人が経営する施設にあっては、職員数は公立の施設と同様とし、単価は「実支出予定額」により算定すること。

3 住居手当及び通勤手当については、実支出予定額と国家公務員の例により算定した月額を比較して、いずれか低い額により算定すること。

(2) 支援員加算分

		施設名		(地域手当)		級地												
人 件 費	(1) 給 与	実支出予定額	年4月1日現在 職員現員	給与					住居 手当	通勤 手当	計	期末 勤勉 手当 加算	金額					
			職種	氏名	本俸	特殊 業務 手当	扶養 手当	地域 手当						小計				
			専兼			円	円	円						円	円	円	円	円
			専兼															
			専兼															
		計					(ア)				(ウ)							
		基準額																
	支援員	人					(イ)											
			(ア)又は(イ)の低い方の額										(エ)					
	小 計		(エ)×12月										(A)					
	(2)期末勤勉手当		((ウ)+(エ))×4.60月															
	(5)超過勤務手当																	
	(6)住 居 手 当																	
	(7)通 勤 手 当																	
	(10)年休代替要員 費																	
(13)社会保険料 事業主負担金		(エ)×12月×0.21760																
小 計												(B)						
管 理 費	(16)旅 費																	
	(17)庁 費																	
	(19)職員研修費																	
	(21)職員健康管理 費																	
	(24)業務省力化等勤 務条件改善費		直接処遇職員分 円															
	小 計												(C)					
計		(A) + (B) + (C)										(D)						
		(D) 取扱定員×12月 交付要綱の表2の支援員一人あたり加算限度額 (E)又は(F)の低い方の額 (G)×取扱定員×12月										(E) (F) (G) (H)						
寒 冷 地 手 当		実支給額										(I)						
		算定基準による算定額(内訳別紙)										(J)						
		(I)又は(J)の低い方の額										(K)						
合 計		(H)+(K)										(L)						
民間施設給与等改善費		(民間施設のみ) (L)×(別に定める加算率)										(M)						
標準国庫補助基本額		(L)+(M)										(N)						

事務費算定基準額	標準国庫補助基準額	+	支援員加算額	
----------	-----------	---	--------	--

内訳別表 2 - 1

一時保護所事業費算定内訳

施設名

経費の種類	支出予定額		基 準 額													計
			困難な問題を 抱える女性分	乳児分	幼児分	冬期 加算	期末一時扶助費	妊婦加算		産婦加算	母子加算	被服加算	同伴児童学習 支援事業	同伴児童通学 支援事業		
								6月未満	6月以上							
食糧費 光熱水費 燃料費 消耗品費 ○○○費 ○○○費	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	4月															
	5月															
	6月															
	7月															
	8月															
	9月															
	10月															
	11月															
	12月															
	1月															
	2月															
	3月															
	計															

内訳別表 2 - 2

施設事業費算定内訳

施設名

経費の種類	支出予定額		基 準 額																					
			困難な問題を抱える女性分	乳児分	幼児分	冬期加算	期末一時扶助費	妊婦加算		産婦加算	母子加算	被服加算	社会適応訓練費	同伴児童経費	人身取引被害者支援医療費	入進学支度金	就職活動支援費	同伴児童学習支援事業	同伴児童通学支援事業	資格取得加算	就職支度費	補習費	第三者評価受審費	計
								6月未満	6月以上															
食糧費 光熱水費 燃料費 消耗品費 〇〇〇費 〇〇〇費	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	4月				/	/									/				/					
	5月																							
	6月																							
	7月																							
	8月																							
	9月																							
	10月					/																		
	11月																							
	12月																							
	1月					/																		
	2月																							
	3月															/								
計																								

(注) 女性自立支援施設分については、「かにた婦人の村」委託分を本算定方式に準じて明記すること

内訳別紙

寒冷地手当基準額算定内訳

施設（一時保護所）

区分		本俸＋特殊業務手当 ＋扶養手当(月額)	員数	単価	所要額	備考
(1) 定額	世帯主 (扶養親族3人以上)				円	級地
	世帯主 (扶養親族1人又は2人)					
(2) 加算額	準世帯主 (扶養親族なし)					
	非世帯主					
合 計						

(注) (2) 加算額欄については、旧寒冷地に属する場合のみ記載すること。

内訳別表 3

女性自立支援施設運営費総括表

施設名	区分	対象経費の支出予定額			交付基準額			備考
		事務費	事業費	計	事務費	事業費	計	
〇〇施設		円	円	円	円	円	円	
かにた婦人の村								事務費等算出内訳 (1) 事務費 月額 円 × 月 × 人 = 円 (2) 心理療法担当職員加算費 月額 円 × 月 × 人 = 円 (3) 個別対応職員加算費 月額 円 × 月 × 人 = 円 (4) 警備体制強化加算 (5) 民改費 ((1) + (2) + (3) + (4)) × 率 = 円 計 ((1) + (2) + (3) + (4) + (5)) 円
計								

(注) 本表は、都道府県に女性自立支援施設が2施設以上ある場合及び「かにた婦人の村(令和6年5月24日社援発0524第3号厚生労働省社会・援護局長通知「長期入所施設の運営について」の3の(1)に定める施設をいう。)」に措置委託を行っている場合に作成すること。

内訳別表 4 女性相談支援センター運営費

ア 所要額算出調書

区分	対象経費の 支出予定額	左の算出内訳
1 女性相談支援センター活動費 (1)旅費 (2)役務費 (通信運搬費) 2 外国人女性緊急一時保護経費 (1)旅費 (2)役務費 (通信運搬費) (3)通訳雇上費 (4)人身取引被害者等の医療費 3 広域措置費 (1)旅費 (2)需用費 (燃料費) (3)役務費 (通信運搬費) 4 相談・一時保護同伴児童経費 (1)備品購入費 (2)需用費 (消耗品費)		基準額 円 日額 年間同伴児延人数 190円 × 人
合 計		

イ 事業計画

1 女性相談支援センター活動費（移送費）

困難な問題を抱える女性等（人数）	職員（人数）

2 外国人女性緊急一時保護経費

入国管理局への移送件数	通訳雇上件数
件	件

人身取引被害者等の医療機関対応人数
件

3 広域措置費

広域措置実施件数	
困難な問題を抱える女性等(人数)	
付き添い職員(人数)	

4 相談・一時保護同伴児童経費（購入計画備品）

--

別紙

機械、器具及びその他の財産（１件当たり単価50万円以上）の購入計画

区分種 目	取得する機械、器具及びその他の財産					備考
	品名	規格	数量	単価	使途	
				円		

様式 1

暴力被害者の一時保護委託費算定内訳（14日以内）

都道府県名
若しくは、女性相談支援センターを設置する指定都市名

	基 準 額														
	暴力被害者分									同伴者単独分					
				同伴児加算分			同伴者加算分			児 童			児童以外の者		
	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (a)	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (b)	実 人 員	延 人 員	延人員× 単価 (c)	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (d)	実 人 員	延 人 員	延人員× 単価 (e)
			円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円
5月															
6月															
7月															
8月															
9月															
10月															
11月															
12月															
1月															
2月															
3月															
計															

様式2

暴力被害者の一時保護委託費算定内訳（14日超）

都道府県名
若しくは、女性相談支援センターを設置する指定都市名

	基 準 額														
	暴力被害者分									同伴者単独分					
				同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者		
	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (a)	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (b)	実 人 員	延 人 員	延人員× 単価 (c)	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (d)	実 人 員	延 人 員	延人員× 単価 (e)
			円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円
5月															
6月															
7月															
8月															
9月															
10月															
11月															
12月															
1月															
2月															
3月															
計															

様式3

(元号) 年度一時保護委託計画

都道府県名
若しくは、女性相談支援センターを設置する指定都市名

1 (元号) 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。

様式 4

困難な問題を抱える女性の一時保護委託算定内訳（14日以内）

都道府県名
若しくは、女性相談支援センターを設置する指定都市名

	基 準 額														
	暴力被害者分									同伴者単独分					
				同伴児加算分			同伴者加算分			児 童			児童以外の者		
	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (a)	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (b)	実 人 員	延 人 員	延人員× 単価 (c)	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (d)	実 人 員	延 人 員	延人員× 単価 (e)
			円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円
5月															
6月															
7月															
8月															
9月															
10月															
11月															
12月															
1月															
2月															
3月															
計															

様式 5

困難な問題を抱える女性の一時保護委託算定内訳（14日超）

都道府県名
若しくは、女性相談支援センターを設置する指定都市名

	基 準 額														
	暴力被害者分									同伴者単独分					
				同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者		
	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (a)	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (b)	実 人 員	延 人 員	延人員× 単価 (c)	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (d)	実 人 員	延 人 員	延人員× 単価 (e)
			円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円
5月															
6月															
7月															
8月															
9月															
10月															
11月															
12月															
1月															
2月															
3月															
計															

様式6

(元号) 年度一時保護委託計画

都道府県名
若しくは、女性相談支援センターを設置する指定都市名

1 (元号) 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。

様式 7

一時保護委託加算費等算定内訳

1 心理療法担当職員雇上費加算

加 算 額	(基準単価)	(雇上月数)	
@	円	×	／12月 = 円

2 個別対応職員雇上費加算

加 算 額	(基準単価)	(雇上月数)	
@	円	×	／12月 = 円

3 通訳者雇上費加算

加 算 額	(基準単価)	(雇上日数)	
@	円	×	／日 = 円

4 同伴児童学習支援事業

1. 学習支援員

加 算 額	(基準単価)
@	円

2. 教材費等

加 算	(基準単価) (月末の児童数) (対象児童毎の在籍月数の合計)							
額	@	円	×	人	×	月	=	円

5 同伴児童通学支援事業

加 算 額	(基準単価)
@	円

様式 8

心理療法担当職員（常勤職員）算定額算出内訳

施設名

(地域手当)

人 件	(1) 給 与		年4月1日現在 職員現員	給与					住居 手当	通勤 手当	計	期末勤勉 手当加算	金額	
		実 支 出 予 定 額	氏名	本 俸	特 殊 業 務 手 当	扶 養 手 当	地 域 手 当	小計						
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
								(ア)					(ウ)	
		基準額						(イ)						
費			(ア)又は(イ)の低い方の額											(エ)
	小 計		(エ)×12月											(A)
	(2) 期末勤勉手当		((ウ)+(エ))×4.60月											
	(5) 超過勤務手当													
	(6) 住 居 手 当													
	(7) 通 勤 手 当													
	(10) 年休代替要員費													
	(13) 社会保険料 事業主負担金		(エ)×12月×0.21760											
	小 計													(B)
管 理 費	(16) 旅 費													
	(17) 庁 費													
	(19) 職員研修費													
	(21) 職員健康管理費													
	(24) 業務省力化等勤 務条件改善費		直接処遇職員分 円											
	小 計													(C)
計		(A) + (B) + (C)											(D)	
		(D) 取扱定員×12月 交付要綱の表3の心理療法担当職員加算限度額 (E)又は(F)の低い方の額											(E) (F) (G)	
基準額		(G)×取扱定員×12月											(H)	

別紙様式 3

番 号
(元号) 年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事

若しくは、女性相談支援センターを設置する指定都市市長

(元号) 年度女性支援費負担（補助）金に係る実績報告について

(元号) 年 月 日厚生労働省発社援第 号をもって交付された標
記補助金等の事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

関 係 書 類

- (1) (元号) 年度女性支援費精算書（別紙 1）
- (2) (元号) 年度女性支援事業実績報告（別紙 2）
- (3) (元号) 年度関係事業費都道府県歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙 1

(元号) 年度女性支援費精算書

都道府県名

若しくは、女性相談支援センターを設置する指定都市名

区分	支出済(A)		基準額(B)			国庫補助 基準額 (A)又は (B)のう ち少ない 方の額 (C)	補助率 (D)	要国庫 補助額 (C)×(D) (E)	国庫補 助金交 付決定 額 (F)	要国庫 補助金 受入額 (G)	(G)の額 の流用 増△減 額 (H)	流用増 △減額 におけ る(F)の 変更額 (I)	過不足額 (J) {(I)-(E)}	
	金 額	積算 基礎	金 額	種目 内訳	積算基礎								不足額 {(I)-(E)} <0のとき	超過額 {(I)-(E)} >0のとき
生活保護等対策費														
I 女性保護事業費負担金														
1 一時保護所保護費負担金														
(1)事務費					内訳別紙 1(2)		5/10							
(2)事業費					内訳別紙 1(4) 機械器具等費 別表2		5/10							
II 女性相談支援センタ ー運営費負担金														
女性相談支援センター 運営費負担金					別表3		5/10							
III 女性自立支援事業費 補助金														
女性自立支援施設運営 費補助金														
(1)事務費					別表1		5/10							
(2)事業費					// 機械器具等費 別表2		5/10							

- (注) (1) (C)欄には、各種目ごとに(A)欄の額と(B)欄の額を比較して、いずれか少ない方の額を計上すること。
- (2) (G)欄には、(F)欄の額をそのまま計上すること。ただし、交付決定額を全額受入れていない場合には実際の受入済の額を計上すること。
- (3) (H)欄には、交付要綱の5の(1)により種目ごとの配分額の変更を行った場合、その流用増△減額を計上すること。
- (4) (I)欄には、(H)欄より流用増△減額による(F)欄の額について計上すること。
- (5) 「過不足額」(J)欄には、流用増△減額による(F)の変更額(I)欄から要国庫補助額(E)欄を差引き、その額が負の額となった場合に「不足額」欄に、その額が正の額となった場合に、「超過額(返済額)」欄にそれぞれ計上すること。
- (6) 女性相談支援センターを設置する指定都市においては、区分Ⅰ及びⅡのみを対象とすること。

別紙2

(元号) 年度 女性支援事業実績報告

都道府県名
若しくは、女性相談支援センターを設置する指定都市名

区分	事業実績												
女性相談支援センター一時保護所	1 職種別職員配置状況 (申請年度4. 1 現在)												
	職種区分		所長	医師 (嘱託医)	事務員	支援員	看護師	栄養士等	調理員等	計			
	一時保護所	専											
		兼											
	2 暴力被害者の一時保護委託の算定及び実績(様式1~3による)												
3 困難な問題を抱える女性の一時保護委託の算定内訳及び実績(様式4~6による)													
女性自立支援施設	1 施設名、経営主体、職員配置及び入所予定人員												
	施設名	経営主体	職員配置(申請年度4. 1 現在)								入所定員	入所予定延人員 (月平均)	
			専・兼の別	施設長	事務員	支援員	看護師	栄養士等	調理員等	嘱託医			計
			専										
			兼										
			専										
			兼										
			専										
			兼										
			専										
			兼										
	2 各施設ごとの入所者に対する生活支援及び職業支援の実施状況												
	3 精神科医雇上費算定基礎内訳												
	施設名												
	(1)入所者のうち対象者の占める割合 (申請年度4. 1 現在)												
定員		現員											
		加算対象者		その他		計							
人		人		人		人							
※対象者とは、入院治療の必要はないが、精神に障害のある者(精神科通院により、投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者)をいう。													
(2)加算内訳													
加算額		(基準単価)		(雇上回数)									
@		円		×		/回		= 円					

	4 民間団体との連携体制強化加算 <table border="1" data-bbox="395 338 1329 416"> <tr> <td>加 算 額</td><td>(基準単価) @ 円</td></tr> </table>	加 算 額	(基準単価) @ 円																																													
加 算 額	(基準単価) @ 円																																															
女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設	1 各施設ごとの夜間警備体制の強化に対する対応実施状況 (1) 併設（女性相談支援センター一時保護所・女性自立支援施設）の有無 有・無 (2) 警備形態及び費用内訳 (一時保護所) <table border="1" data-bbox="395 667 1291 819"> <tr><td>警備形態</td><td>現員数</td><td>基準単価</td><td>委託回数(月)</td></tr> <tr><td>雇上費用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>委託費用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>機械警備等</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> (女性自立支援施設) <table border="1" data-bbox="395 857 1291 1010"> <tr><td>警備形態</td><td>現員数</td><td>基準単価</td><td>委託回数(月)</td></tr> <tr><td>雇上費用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>委託費用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>機械警備等</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 2 各施設ごとの心理療法担当職員の配置状況 (1) 女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託は様式7による） <table border="1" data-bbox="395 1146 1329 1225"> <tr> <td>加 算 額</td> <td>(基準単価) @ 円</td> <td>(雇上月数) × /12月</td> <td>= 円</td> </tr> </table> (2) 女性自立支援施設 ※該当する番号に○印を記入すること。 1 常勤職員（様式8による） 2 常勤的非常勤職員 <table border="1" data-bbox="395 1366 1329 1444"> <tr> <td>加 算 額</td> <td>(基準単価) @ 円</td> <td>(雇上月数) × /12月</td> <td>= 円</td> </tr> </table> 3 非常勤職員 <table border="1" data-bbox="395 1478 1329 1556"> <tr> <td>加 算 額</td> <td>(基準単価) @ 円</td> <td>(雇上月数) × /12月</td> <td>= 円</td> </tr> </table> 3 同伴児童対応等支援員の配置状況 (1) 同伴児童の在所状況※一時保護委託した児童数は除く <table border="1" data-bbox="395 1693 930 1805"> <tr><td>前年度における児童の在所実績</td></tr> <tr><td>年間在所延べ人員 人(A)</td></tr> <tr><td>1日平均在所人員(A/365) 人</td></tr> </table>	警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)	雇上費用				委託費用				機械警備等				警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)	雇上費用				委託費用				機械警備等				加 算 額	(基準単価) @ 円	(雇上月数) × /12月	= 円	加 算 額	(基準単価) @ 円	(雇上月数) × /12月	= 円	加 算 額	(基準単価) @ 円	(雇上月数) × /12月	= 円	前年度における児童の在所実績	年間在所延べ人員 人(A)	1日平均在所人員(A/365) 人
警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)																																													
雇上費用																																																
委託費用																																																
機械警備等																																																
警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)																																													
雇上費用																																																
委託費用																																																
機械警備等																																																
加 算 額	(基準単価) @ 円	(雇上月数) × /12月	= 円																																													
加 算 額	(基準単価) @ 円	(雇上月数) × /12月	= 円																																													
加 算 額	(基準単価) @ 円	(雇上月数) × /12月	= 円																																													
前年度における児童の在所実績																																																
年間在所延べ人員 人(A)																																																
1日平均在所人員(A/365) 人																																																

	(2) 配置状況 (1) 女性相談支援センター一時保護所 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">加 算 額</td> <td style="width: 10%;">(基準単価) @</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;">×</td> <td style="width: 10%;">(雇上月数) /12月</td> <td style="width: 10%;">=</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td>加 算 額 ※ 2 人以上配置する場合</td> <td>@</td> <td>円</td> <td>×</td> <td>/12月</td> <td>=</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td colspan="6"></td> </tr> </table> (2) 女性自立支援施設 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">加 算 額</td> <td style="width: 10%;">(基準単価) @</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;">×</td> <td style="width: 10%;">(雇上月数) /12月</td> <td style="width: 10%;">=</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td>加 算 額 ※ 2 人以上配置する場合</td> <td>@</td> <td>円</td> <td>×</td> <td>/12月</td> <td>=</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td colspan="6"></td> </tr> </table>				加 算 額	(基準単価) @	円	×	(雇上月数) /12月	=	円	加 算 額 ※ 2 人以上配置する場合	@	円	×	/12月	=	円	計							加 算 額	(基準単価) @	円	×	(雇上月数) /12月	=	円	加 算 額 ※ 2 人以上配置する場合	@	円	×	/12月	=	円	計						
加 算 額	(基準単価) @	円	×	(雇上月数) /12月	=	円																																								
加 算 額 ※ 2 人以上配置する場合	@	円	×	/12月	=	円																																								
計																																														
加 算 額	(基準単価) @	円	×	(雇上月数) /12月	=	円																																								
加 算 額 ※ 2 人以上配置する場合	@	円	×	/12月	=	円																																								
計																																														
4	個別対応職員の配置状況（一時保護委託は様式 7 による） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">加 算 額</td> <td style="width: 10%;">(基準単価) @</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;">×</td> <td style="width: 10%;">(雇上月数) /12月</td> <td style="width: 10%;">=</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> </table>						加 算 額	(基準単価) @	円	×	(雇上月数) /12月	=	円																																	
加 算 額	(基準単価) @	円	×	(雇上月数) /12月	=	円																																								
5	同伴児童学習支援事業 (1) 女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託は様式 7 による） 1. 教材費等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">加 算 額</td> <td style="width: 10%;">(基準単価) @</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;">×</td> <td style="width: 10%;">(月末の児童数) 人</td> <td style="width: 10%;">×</td> <td style="width: 10%;">(対象児童毎の在籍月数の合計) 月</td> <td style="width: 10%;">=</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> </table> (2) 女性自立支援施設 1. 学習支援員 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">加 算 額</td> <td style="width: 80%;">(ア) 基本分</td> <td style="width: 10%;">(基準単価) @</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(イ) 加算分</td> <td>(基準単価) @</td> <td>円</td> </tr> </table> 2. 教材費等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">加 算 額</td> <td style="width: 10%;">(基準単価) @</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;">×</td> <td style="width: 10%;">(月末の児童数) 人</td> <td style="width: 10%;">×</td> <td style="width: 10%;">(対象児童毎の在籍月数の合計) 月</td> <td style="width: 10%;">=</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> </table>						加 算 額	(基準単価) @	円	×	(月末の児童数) 人	×	(対象児童毎の在籍月数の合計) 月	=	円	加 算 額	(ア) 基本分	(基準単価) @	円		(イ) 加算分	(基準単価) @	円	加 算 額	(基準単価) @	円	×	(月末の児童数) 人	×	(対象児童毎の在籍月数の合計) 月	=	円														
加 算 額	(基準単価) @	円	×	(月末の児童数) 人	×	(対象児童毎の在籍月数の合計) 月	=	円																																						
加 算 額	(ア) 基本分	(基準単価) @	円																																											
	(イ) 加算分	(基準単価) @	円																																											
加 算 額	(基準単価) @	円	×	(月末の児童数) 人	×	(対象児童毎の在籍月数の合計) 月	=	円																																						

6 同伴児童通学支援事業（一時保護委託は様式7による）

(1) 女性自立支援施設

1. 生活支援員

加 算 額	(基準単価) @ 円
----------	---------------

2. 同行旅費

加 算 額	(基準単価) @ 円
----------	---------------

7 通訳者及びケースワーカー雇上費

(1) 女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託は様式7による）

1. 通訳者雇上費加算算定内訳

加算額	(基準日額単価) @ 円 × (雇上日数) /日 = 円
-----	------------------------------------

(2) 女性自立支援施設

1. 通訳者雇上費加算算定内訳

加算額	(基準日額単価) @ 円 × (雇上日数) /日 = 円
-----	------------------------------------

2. ケースワーカー雇上費加算算定内訳

加算額	(基準日額単価) @ 円 × (雇上日数) /日 = 円
-----	------------------------------------

8 補習費

1. 中学生

加算額	(基準月額単価) @ 円 × (利用人数) /日 = 円
-----	------------------------------------

2. 高校生

加算額	(基準月額単価) @ 円 × (利用人数) /日 = 円
-----	------------------------------------

内訳別紙 1

(元号) 年度女性支援事業実施状況報告

1 一時保護所保護費支出状況調書等
(1) 職員月別配置状況

区分	3.31 配置数	/4	5	6	7	8	9	10	11	12	/1	2	3
調理員数													
その他の職員													

(注)年度中途において職員の異動が行われた場合は、異動した前任者の職氏名及び新任者の職氏名、本俸諸手当（月額）並びに異動年月日を欄外余白に付記すること。

(2) 施設（一時保護所）事務費算定内訳
①標準国庫補助基本分

施設名				(地域手当)										級地					
支出済額		人	(1)	年4月1日現在 職員現員		給与					住居 手当	通勤 手当	計	手 当 期 末 加 算 勤 勉	金額				
経費 の種 類	金額			職種	氏 名	本 俸	特殊 業務 手当	扶養 手当	地域 手当	小計									
給与	円			実 支 出 実 績 額	専 兼			円	円	円	円	円	円	円	円	円			
					専 兼														
					専 兼														
					専 兼														
					専 兼														
期末 勤勉 手当				給 与	計							(ア)				(ウ)			
					基 準 額	施 設 長	人												
						事 務 員	人												
						支 援 員	人												
						看 護 師	人												
						栄 養 士 等	人												
						調 理 員 等	人												
						小計	人						(イ)						
				(ア)又は(イ)の低い方の額												(エ)			
小 計		(エ)×12月												(A)					
(2) 期末勤勉 手当		((ウ)+(エ))×4.60月																	
(3) 管理職手 当																			
(4) 管理職員 特別勤務手 当																			
(5) 超過勤務 手当																			
(6) 住居手当																			
(7) 通勤手当																			
(8) 非常勤調 理員等																			
(9) 非常勤調 理員等年休 代替要員費																			
(10) 年休代 替要員費																			
(11) 調 理 員 等年休代替 要員費																			
(12) 看 護 代 替経費																			

		(V)又は(W)の低い方の額	(X)
精神科医雇上費	実支出実績額		(Y)
	算定基準による算定額(別紙女性支援事業実績報告)		(Z)
	(Y)又は(Z)の低い方の額		(a)
降灰除去費	実支出実績額		(b)
	算定基準による算定額		(c)
	(b)又は(c)の低い方の額		(d)
心理療法担当職員加算	実支出実績額		(e)
	算定基準による算定額(別紙女性支援事業実績報告)		(f)
	(e)又は(f)の低い方の額		(g)
個別対応職員配置加算	実支出実績額		(h)
	算定基準による算定額(別紙女性支援事業実績報告)		(i)
	(h)又は(i)の低い方の額		(j)
同伴児童対応等支援員雇上費加算	実支出実績額		(k)
	算定基準による算定額(別紙女性支援事業実績報告)		(l)
	(k)又は(l)の低い方の額		(m)
通訳者雇上費加算	実支出実績額		(n)
	算定基準による算定額(別紙女性支援事業実績報告)		(o)
	(n)又は(o)の低い方の額		(p)
ケースワーカー雇上費加算	実支出実績額		(q)
	算定基準による算定額(別紙女性支援事業実績報告)		(r)
	(q)又は(r)の低い方の額		(s)
暴力被害者の一時保護委託費	実支出実績額		(t)
	算定基準による算定額(別紙女性支援事業実績報告：様式1+2)		(u)
	(t)又は(u)の低い方の額		(v)
困難な問題を抱える女性の一時保護委託費	実支出実績額		(w)
	算定基準による算定額(別紙女性支援事業実績報告：様式4+5)		(x)
	(w)又は(x)の低い方の額		(y)
学習支援費加算	実支出実績額		(z)
	算定基準による算定額		(AA)
	(z)又は(AA)の低い方の額		(BB)
民間団体との連携体制強化加算	実支出実績額		(CC)
	算定基準による算定額		(DD)
	(CC)又は(DD)の低い方の額		(EE)
心理療法担当職員加算(一時保護委託施設)	実支出実績額		(FF)
	算定基準による算定額		(GG)
	(FF)又は(GG)の低い方の額		(HH)
個別対応職員配置加算(一時保護委託施設)	実支出実績額		(II)
	算定基準による算定額		(JJ)
	(II)又は(JJ)の低い方の額		(KK)
通訳者雇上費加算(一時保護委託施設)	実支出実績額		(LL)
	算定基準による算定額		(MM)
	(LL)又は(MM)の低い方の額		(NN)
合計	(H)+(K)+(N)+(Q)+(R)+(U)+(X)+(a)+(d)+(g)+(j)+(m)+(p)+(s)+(v)+(y)+(BB)+(EE)+(HH)+(KK)+(NN)		(OO)
民間施設給与等改善費	(民間施設のみ) (OO)×(別に定める加算率)		(PP)
貸借費加算	実支出実績額		(QQ)
	算出基準による算定額		(RR)
	(QQ)又は(RR)の低い方の額		(SS)
標準国庫補助基本額	(OO)+(PP)+(SS)		(TT)

- (注) 1 (1) 給与欄の「実支出実績額」については、職員全員について算定すること。
- 2 (1) 給与欄の「基準額」については、公立施設にあっては、職員数は女性支援室事務連絡別紙2の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。
- また、単価は、交付要綱の別表「施設事務費算定基準」により算定すること。法人が経営する施設にあっては、職員数は公立の施設と同様とし、単価は「実支出実績額」により算定すること。
- 3 住居手当及び通勤手当については、実支出実績額と国家公務員の例により算定した月額を比較して、いずれか低い額により算定すること。

②支援員加算分

施設名															(地域手当)				級地	
支出済額		人 件 費	(1) 給 与	実支出実績額	年4月1日現在職員現員		給与					住居手当	通勤手当	計	期末勤勉手当加算	金額				
経費の種類	金額				職種	氏名	本俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当	小計									
	円				専兼			円	円	円	円	円	円	円	円	円				
					専兼															
					専兼															
					専兼															
					計						(ア)				(ウ)					
					基準額															
					支援員	人					(イ)									
					(ア)又は(イ)の低い方の額											(エ)				
小 計				(エ)×12月											(A)					
(2) 期末勤勉手当				((ウ)+(エ))×4.60月																
(5) 超過勤務手当																				
(6) 住 居 手 当																				
(7) 通 勤 手 当																				
(10) 年休代替要員費																				
(13) 社会保険料事業主負担金				(エ)×12月×0.21760																
小 計															(B)					
管理費		(16) 旅 費																		
		(17) 庁 費																		
		(19) 職員研修費																		
		(21) 職員健康管理費																		
		(24) 業務省力化等勤務条件改善費	直接処遇職員分 円																	
		小 計												(C)						
計				(A) + (B) + (C)											(D)					
				(D) 取扱定員×12月 交付要綱の表2の支援員一人あたり加算限度額 (E)又は(F)の低い方の額 (G)×取扱定員×12月											(E) (F) (G) (H)					
寒冷地手当				実支給額											(I)					
				算定基準による算定額(内訳別紙)											(J)					
				(I)又は(J)の低い方の額											(K)					

	合 計	(H) + (K)	(L)
	民間施設給与等改善費	(民間施設のみ) (L) × (別に定める加算率)	(M)
	標準国庫補助基本額	(L) + (M)	(N)

③合計

事務費算定基準額	標準国庫補助基準額	+	支援員加算額	
----------	-----------	---	--------	--

(3) 月別入所延人員

	／ 4	5	6	7	8	9	1 0	小計	1 1	1 2	／ 1	2	3	小計	合計
困難な問 題を抱え る女性等															
乳 児															
幼 児															

(4-1) 一時保護所事業費算定内訳

施設名

経費の種類	支出 済額		基 準 額												計
			困難な問題を抱える女性分	乳児分	幼児分	冬期加算	期末一時扶助費	妊婦加算		産婦加算	母子加算	被服加算	同伴児童学習支援事業	同伴児童通学支援事業	
								6月未満	6月以上						
食糧費 光熱費 燃料費 消耗品費 ○○○ ○○○ 費	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		4月													
		5月													
		6月													
		7月													
		8月													
		9月													
		10月													
		11月													
		12月													
		1月													
		2月													
		3月													
		計													

(4-2) 内訳別表

施設事業費算定内訳

施設名

経費の 種類	支出済額		基 準 額																					
			困難な問題を抱える女性分	乳児分	幼児分	冬期加算	期末一時扶助費	妊婦加算		産婦加算	母子加算	被服加算	社会適応訓練費	同伴児童経費	人身取引被害者支援医療費	入進学支度金	就職活動支援費	同伴児童学習支援事業	同伴児童通学支援事業	資格取得加算	就職支度費	補習費	第三者評価受審費	計
								6月未満	6月以上															
食糧費 光熱水費 燃料費 消耗品費 〇〇〇費 〇〇〇費	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	4月																							
	5月																							
	6月																							
	7月																							
	8月																							
	9月																							
	10月																							
	11月																							
	12月																							
	1月																							
	2月																							
	3月																							
	計																							

(注) 女性自立支援施設分については、「かにた婦人の村」委託分を本算定方式に準じて明記すること。

内訳別紙

寒冷地手当基準額算定内訳

施設（一時保護所）

区分		本俸＋特殊業務手当 ＋扶養手当(月額)	員数	単価	所要額	備考
(1) 定額	世帯主 (扶養親族3人以上) 世帯主 (扶養親族1人又は2人) 準世帯主 (扶養親族なし) 非世帯主				円	級地
(2) 加算額	世帯主 準世帯主 非世帯主					
合 計						

(注) (2)加算額欄については、旧寒冷地に属する場合のみ記載すること。

2 女性自立支援施設運営費支出状況調

支出状況調の様式は、前記「一時保護所費支出状況調等」に準じて作成すること。

なお、都道府県に女性自立支援施設が2施設以上ある場合及び「かにた婦人の村に措置委託を行っている場合には各施設ごとに作成するほか、次の様式による総括表を作成すること。

別紙 1

女性自立支援施設運営費総括表

施設名	区分	支出済額			交付基準算定額			備考
		事務費	事業費	計	事務費	事業費	計	
〇〇施設		円	円	円	円	円	円	
かにた婦人の村								事務費等算出内訳 (1) 事務費 月額 円 × 月 × 人 = 円 (2) 心理療法担当職員加算費 月額 円 × 月 × 人 = 円 (3) 個別対応職員加算費 月額 円 × 月 × 人 = 円 (4) 警備体制強化加算 (5) 民改費 ((1) + (2) + (3) + (4)) × 率 = 円 計 ((1) + (2) + (3) + (4) + (5)) 円
計								

別表 2

機械、器具及びその他の財産（1 件当たり単価50万円以上）の購入実績

区分種目	取得した機械、器具及びその他の財産					備考
	品名	規格	数量	単価	使途	
				円		

別表 3 女性相談支援センター運営費

ア 所要額算出調書

区分	対象経費の 支出済額	左の算出内訳
1 女性相談支援センター活動費 (1) 旅費 (2) 役務費 (通信運搬費) 2 外国人女性緊急一時保護経費 (1) 旅費 (2) 役務費 (通信運搬費) (3) 通訳雇上費 (4) 人身取引被害者等の医療費 3 広域措置費 (1) 旅費 (2) 需用費 (燃料費) (3) 役務費 (通信運搬費) 4 相談・一時保護同伴児童経費 (1) 備品購入費 (2) 需用費 (消耗品費)		基準額 円 日額 年間同伴児延人数 190円 × 人
合 計		

イ 事業実績

1 女性相談支援センター活動費（移送費）

困難な問題を抱える女性等（人数）	職員（人数）

2 外国人女性緊急一時保護経費

入国管理局への移送件数	通訳雇上件数
件	件

人身取引被害者等の医療機関対応人数
件

3 広域措置費

広域措置実施件数	
困難な問題を抱える女性等（人数）	
付き添い職員（人数）	

4 相談・一時保護同伴児童経費（購入備品）

--

様式 1

暴力被害者の一時保護委託費算定内訳（14日以内）

都道府県名
若しくは、女性相談支援センターを設置する指定都市名

	基 準 額														
	暴力被害者分									同伴者単独分					
				同伴児加算分			同伴者加算分			児 童			児童以外の者		
	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (a)	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (b)	実 人 員	延 人 員	延人員× 単価 (c)	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (d)	実 人 員	延 人 員	延人員× 単価 (e)
			円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円
5月															
6月															
7月															
8月															
9月															
10月															
11月															
12月															
1月															
2月															
3月															
計															

様式2

暴力被害者の一時保護委託費算定内訳（14日超）

都道府県名

若しくは、女性相談支援センターを設置する指定都市名

	基 準 額														
	暴力被害者分									同伴者単独分					
				同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者		
	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (a)	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (b)	実 人 員	延 人 員	延人員× 単価 (c)	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (d)	実 人 員	延 人 員	延人員× 単価 (e)
合 計	(a)+(b)+(c)+ (d)+(e)														
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円
5月															
6月															
7月															
8月															
9月															
10月															
11月															
12月															
1月															
2月															
3月															
計															

様式3

(元号) 年度一時保護委託実績

都道府県名
若しくは、女性相談支援センターを設置する指定都市名

1 (元号) 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。

様式 4

困難な問題を抱える女性の一時保護委託算定内訳（14日以内）

都道府県名
若しくは、女性相談支援センターを設置する指定都市名

	基 準 額														
	暴力被害者分									同伴者単独分					
				同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者		
	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (a)	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (b)	実 人 員	延 人 員	延人員× 単価 (c)	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (d)	実 人 員	延 人 員	延人員× 単価 (e)
			円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円
5月															
6月															
7月															
8月															
9月															
10月															
11月															
12月															
1月															
2月															
3月															
計															

様式 5

困難な問題を抱える女性の一時保護委託算定内訳（14日超）

都道府県名
若しくは、女性相談支援センターを設置する指定都市名

	基 準 額														
	暴力被害者分									同伴者単独分					
				同伴児加算分			同伴者加算分			児 童			児童以外の者		
	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (a)	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (b)	実 人 員	延 人 員	延人員× 単価 (c)	実 人 員	延 人 員	延人員 × 単価 (d)	実 人 員	延 人 員	延人員× 単価 (e)
			円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円
5月															
6月															
7月															
8月															
9月															
10月															
11月															
12月															
1月															
2月															
3月															
計															

様式6

(元号) 年度一時保護委託実績

都道府県名
若しくは、女性相談支援センターを設置する指定都市名

1 (元号) 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。

様式 7

一時保護委託加算費等算定内訳

1 心理療法担当職員雇上費加算

加 算 額	(基準単価)	(雇上月数)	
@	円	×	／12月 = 円

2 個別対応職員雇上費加算

加 算 額	(基準単価)	(雇上月数)	
@	円	×	／12月 = 円

3 通訳者雇上費加算

加 算 額	(基準単価)	(雇上日数)	
@	円	×	／日 = 円

4 同伴児童学習支援事業

1. 学習支援員

加 算 額	(基準単価)
@	円

2. 教材費等

加 算 額	(基準単価)	(月末の児童数)	(対象児童毎の在籍月数の合計)
	@ 円 ×	人 ×	月 = 円

5 同伴児童通学支援事業

加 算 額	(基準単価)
@	円

様式 8

心理療法担当職員（常勤職員）算定額算出内訳

		施設名					(地域手当)		級地					
人	(1) 給与		年4月1日現在 職員現員	給与					住居 手当	通勤 手当	計	期末勤勉 手当加算	金額	
		実支出実績額	氏名	本俸	特殊 業務 手当	扶養 手当	地域 手当	小計						
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
								(ア)					(ウ)	
	基準額							(イ)						
件				(ア)又は(イ)の低い方の額										(エ)
	小 計			(エ)×12月										(A)
	(2)期末勤勉手当			((ウ)+(エ))×4.60月										
	(5)超過勤務手当													
	(6)住 居 手 当													
	(7)通 勤 手 当													
	(10)年休代替要員費													
	(13)社会保険料 事業主負担金			(エ)×12月×0.21760										
	小 計													(B)
管 理 費	(16)旅 費													
	(17)庁 費													
	(19)職員研修費													
	(21)職員健康管理費													
	(24)業務省力化等勤務 条件改善費			直接処遇職員分 円										
	小 計													(C)
計			(A) + (B) + (C)										(D)	
			(D) 取扱定員×12月 交付要綱の表3の心理療法担当職員加算限度額 (E)又は(F)の低い方の額										(E) (F) (G)	
基準額			(G)×取扱定員×12月										(H)	